
第2期

始良市子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月

始良市

はじめに

わが国においては、近年、核家族化の進行や共働き世帯の増加などにより、子どもやその子育てを取り巻く環境が大きく変化しています。これらの変化は、子育て家庭の孤立化、都市部を中心とした待機児童の発生などの多くの課題を生み出し、深刻な社会問題となっています。

このような状況の中、国は、幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援の総合的な推進を図るため、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」を制定するとともに、平成27年4月に「子ども・子育て支援新制度」を開始しました。

本市においては、「子ども・子育て支援法」において「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が市町村に義務づけられたことから、平成27年3月に「男女が共同し、子どもを安心して生み育て、子どもが健やかに育つまちづくり」を基本理念とする「始良市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、お互いに助け合いながら子育てのできる社会の実現に向けた施策を推進してきました。

「始良市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間満了にあたり、子ども・子育てに関する施策をさらに推進するためのものとして、新たに「第2期始良市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本市の子育て支援に係る総合的な計画として策定した本計画に基づき、本市が抱える子ども・子育てにおける課題の解決を図るとともに、「男女が共同し、子どもを安心して生み育て、子どもが健やかに育つまちづくり」に向けた、子ども・子育てに関する施策の推進を図ってまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、「始良市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」にご協力いただきました保護者の皆様、貴重なご意見やご提言をいただきました「始良市子ども・子育て会議」の委員の皆様ならびに関係各位に対しまして、心より感謝申し上げます。



令和2年3月

始良市長 湯元 敏浩

目次

第1章	序論	1
1	計画策定の趣旨	3
	(1) 子育てを取り巻く背景	3
	(2) 計画の位置づけ	3
	(3) 関連計画との関係	3
2	計画の概要	4
	(1) 計画の期間	4
	(2) 計画の対象	4
	(3) 計画の策定体制	4
3	始良市の子ども・子育てを取り巻く状況	5
	(1) 人口・出生等の状況	5
	(2) ニーズ調査結果	13
4	第1期計画の評価	28
	(1) 教育・保育の提供体制	28
	(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制	28
5	始良市の子ども・子育て支援施策の現状・課題	30
	(1) 子育て家庭への支援	30
	(2) 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備	31
	(3) 子育てと社会参加の両立支援	31
	(4) 専門的な支援を必要とする子どもや家庭への支援	32
	(5) 安全・安心なまちづくりの推進	32
第2章	子ども・子育て支援の基本的な考え方	33
1	基本理念	35
2	基本目標	35
3	施策の展開	36
	(1) 子育て家庭への支援	37
	(2) 母子の健康の確保と増進	39
	(3) 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備	40
	(4) 子育てと社会参加の両立支援	41
	(5) 専門的な支援を必要とする子どもや家庭への支援	45
	(6) 安全・安心まちづくりの推進	47

第3章	事業計画	49
1	教育・保育提供区域の設定	51
2	教育・保育の提供体制の確保	51
3	地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保	54
第4章	計画の推進体制	65
1	関係機関等との連携	67
2	計画の達成状況の点検・評価	67
資料編		69
1	始良市子ども・子育て会議	71
(1)	始良市子ども・子育て会議条例	71
(2)	始良市子ども・子育て会議委員名簿	72

第 1 章 序論

第1章 序論

1 計画策定の趣旨

(1) 子育てを取り巻く背景

我が国における子ども・子育てを取り巻く環境は、核家族化の進行や共働き家庭の増加等により大きく変化するとともに、「子育て家庭の孤立化」「待機児童の発生」等の多くの問題を抱えています。

このような状況の中、国は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成27年4月には「子ども・子育て支援新制度」を開始しました。

「子ども・子育て支援法」においては、市町村に対して「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務づけており、本市においても、平成27年3月に「男女が共同し、子どもを安心して生み育て、子どもが健やかに育つまちづくり」を基本理念とする「始良市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第1期計画」という）を策定しました。

また、平成30年3月には、計画に定めた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要量の予測を表す「量の見込み」及び量の見込みに対する「確保方策」について、中間見直しを行い、平成30年度以降の当該部分の改定を行いました。

第1期計画期間が令和元年度で満了を迎えることから、国の動向や始良市の実情を踏まえた新たな「第2期始良市子ども・子育て支援事業計画」を策定する必要性が生じています。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、策定するものです。

また、「次世代育成支援対策推進法」における「市町村行動計画」、「新・放課後子ども総合プラン」における「市町村行動計画」の内容を含み、本市の子育て支援に係る総合的な計画として、策定するものです。

(3) 関連計画との関係

本計画は、「始良市総合計画」「始良市地域福祉計画」をはじめとする上位計画や「健康あいら21（始良市健康増進計画）」「始良市障がい者計画・障がい児福祉計画」「始良市教育振興基本計画」等の関連計画との整合性を図って策定するものです。

計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分考慮し、柔軟に計画を推進します。

2 計画の概要

(1) 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

ただし、子ども・子育てを取り巻く環境の変化等により、本計画と実態との間に大きな乖離が生じた場合等、計画の見直しが必要と考えられる場合には、見直しを行うものとします。

(2) 計画の対象

本市に住むすべての子ども、子育て家庭、地域住民、行政等の個人及び団体を計画の対象とします。

なお、本計画における「子ども」とは、0歳からおおむね18歳までとします。

(3) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子育て家庭に対するニーズ調査や市民に対するパブリックコメントの実施とともに、子ども・子育て支援法第77条に基づく「始良市子ども・子育て会議」における審議等を経て策定しました。

① ニーズ調査

子育ての現状や子育て支援に対するニーズ等を把握するため、就学前児童及び小学生の保護者3,000名を対象とする「始良市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

② パブリックコメント

広く市民の意見を反映した計画とするため、本計画の素案を市役所やホームページ等で公開し意見を募る「パブリックコメント」を実施しました。

③ 始良市子ども・子育て会議

子ども・子育て支援に関する学識経験者をはじめ、子ども・子育てに関する事業に従事している事業主及び労働者の代表、子育て中の保護者代表等で構成される「始良市子ども・子育て会議」において、本計画の記載事項について調査・審議しました。

3 始良市の子ども・子育てを取り巻く状況

(1) 人口・出生等の状況

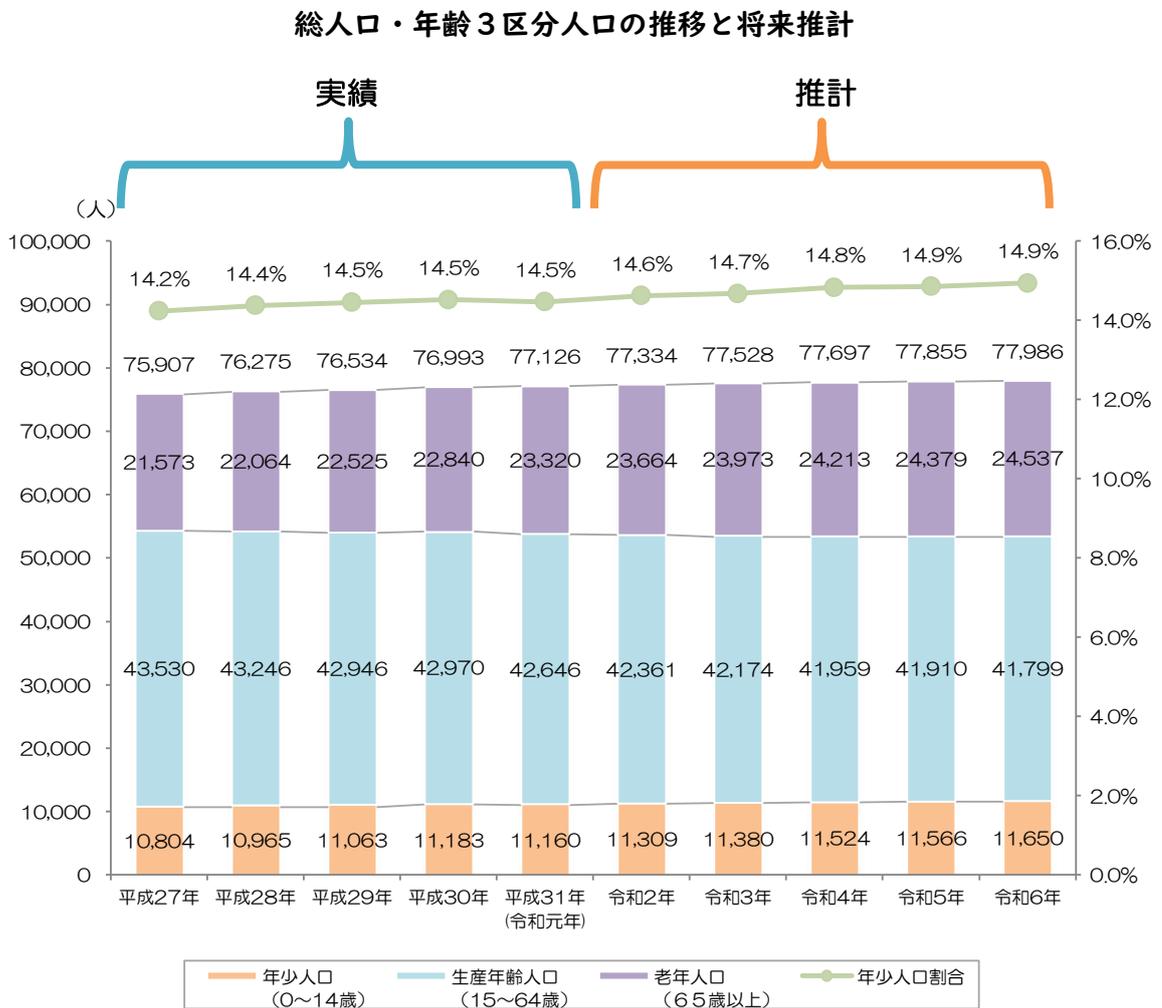
① 人口の推移と将来推計

◆ 総人口・年齢3区分人口の推移と将来推計

国全体及び県全体の人口が減少傾向にある中、本市の総人口は増加傾向にあり、平成31年（令和元年）の総人口は77,126人となっています。

年少人口（0～14歳人口）についても、増加傾向で推移しており、平成31年（令和元年）の年少人口は11,160人となっています。

今後も、総人口・年少人口ともに増加が見込まれ、総人口に占める年少人口の割合も上昇が見込まれています。

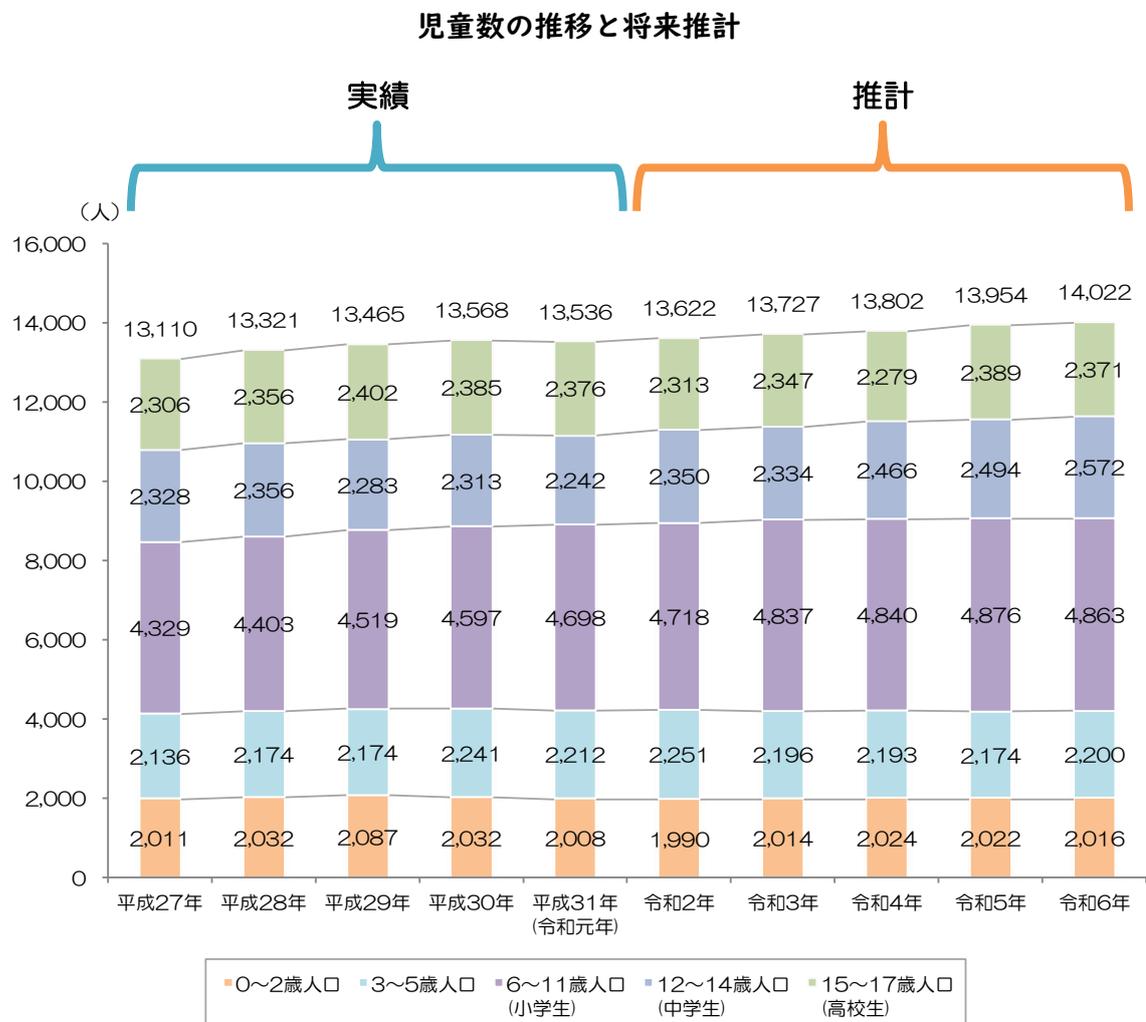


出典：平成27年～31年（令和元年）は住民基本台帳に基づく人口、令和2年以降は始良市独自推計。数値は各年4月1日現在

◆ 児童数の推移と将来推計

本市の児童数（18歳未満人口）は、6～11歳（小学生）人口の増加等による増加傾向にあり、平成31年（令和元年）の児童数は13,536人となっています。

今後は、12～14歳（中学生）人口の増加等により増加し、令和6年の児童数が14,022人まで増加すると見込まれています。



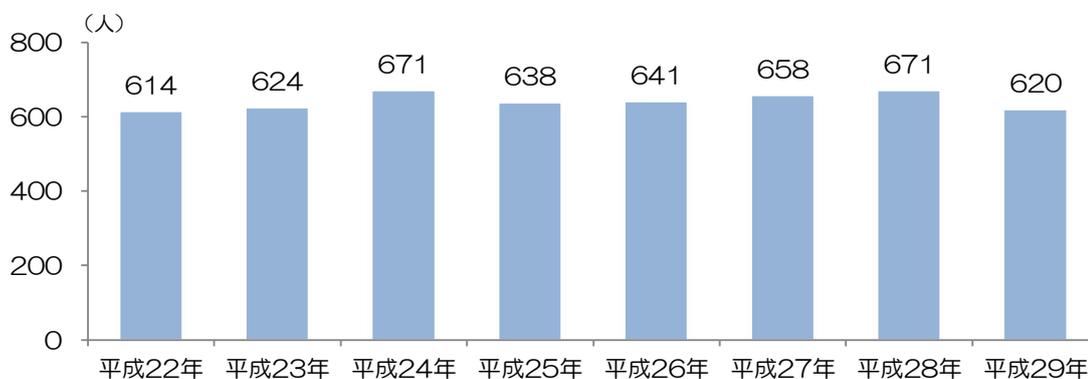
出典：平成27年～31年（令和元年）は住民基本台帳に基づく人口、令和2年以降は始良市独自推計。数値は各年4月1日現在

② 出生の状況

◆ 出生数の推移

本市の出生数は、600人台で推移しています。

出生数の推移

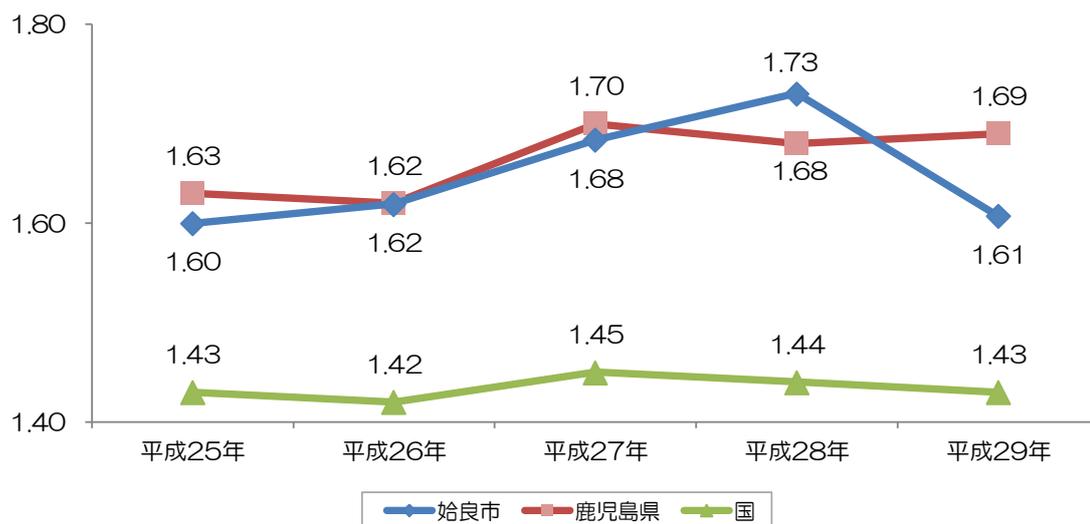


出典：「人口動態統計」(厚生労働省)

◆ 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、鹿児島県全体と同程度の水準で推移しています。

合計特殊出生率の推移

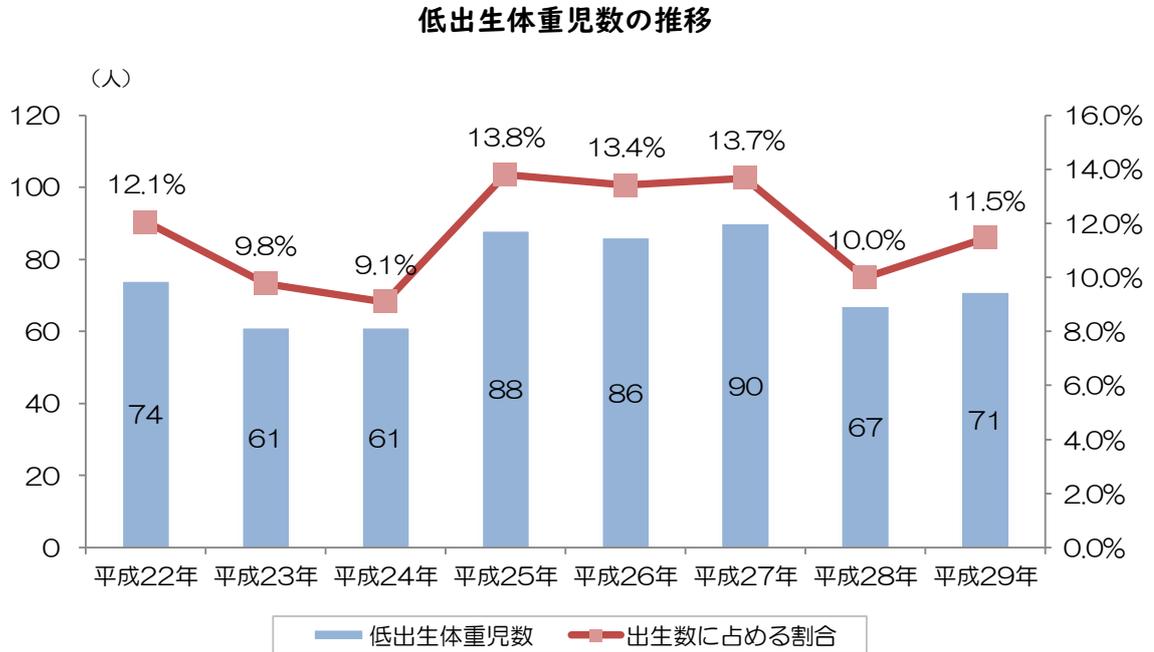


出典：鹿児島県・全国の数値は「人口動態統計」(厚生労働省)、始良市の数値は「人口動態統計」(厚生労働省)、「県人口移動調査」(鹿児島県)を用いて独自に算出

◆ 低出生体重児数の推移

低出生体重児とは、体重が2,500グラム未満で生まれた赤ちゃんのことです。

本市における低出生体重児数は、年によってばらつきがありますが、出生数に占める割合はおおむね1割程度となっています。

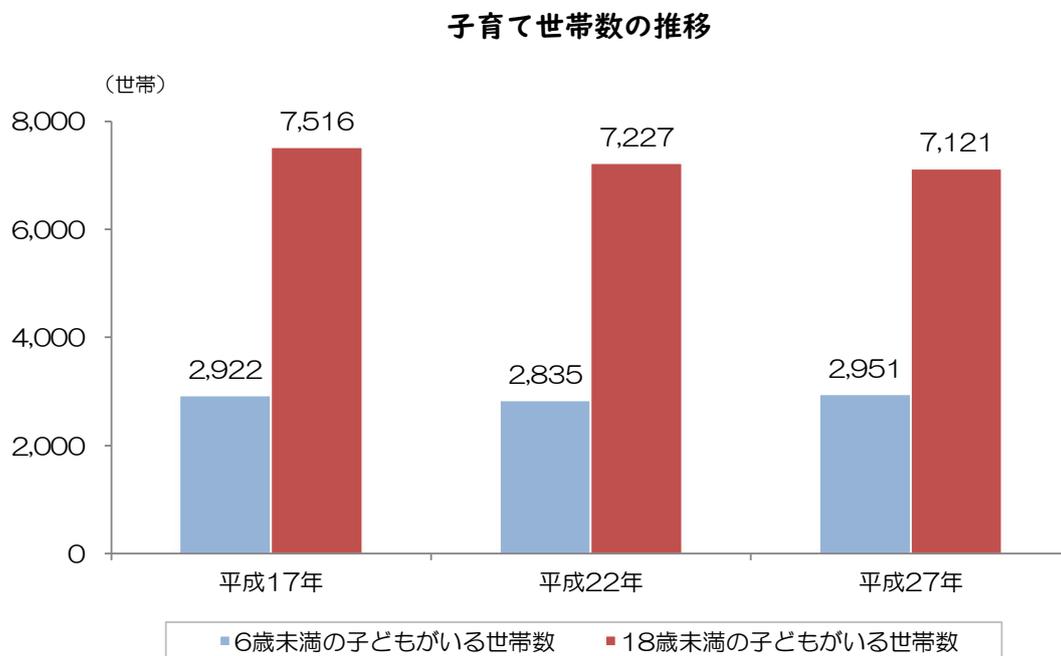


出典：「人口動態統計」(厚生労働省)

③ 世帯の状況

◆ 子育て世帯数の推移

平成27年における本市の6歳未満の子どもがいる世帯は2,951世帯、18歳未満の子どもがいる世帯は7,121世帯となっています。

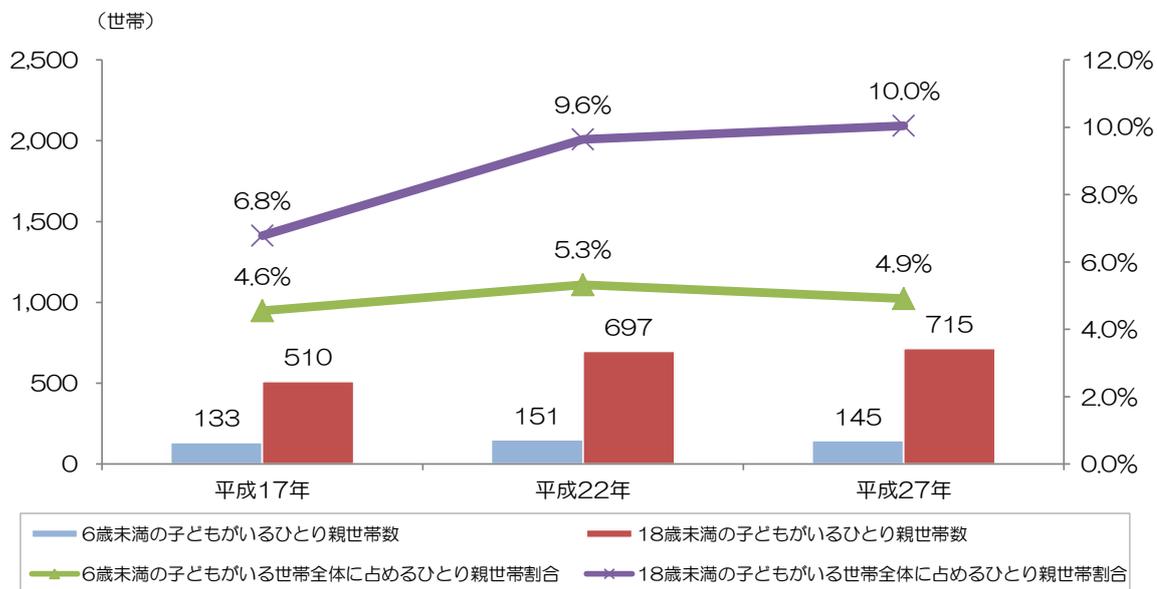


出典：「国勢調査」（総務省）

◆ ひとり親世帯数の推移

平成27年における本市の6歳未満の子どもがいるひとり親世帯は145世帯、18歳未満の子どもがいるひとり親世帯は715世帯となっており、18歳未満の子どもがいるひとり親世帯が増加傾向にあります。

ひとり親世帯数の推移



出典：「国勢調査」（総務省）

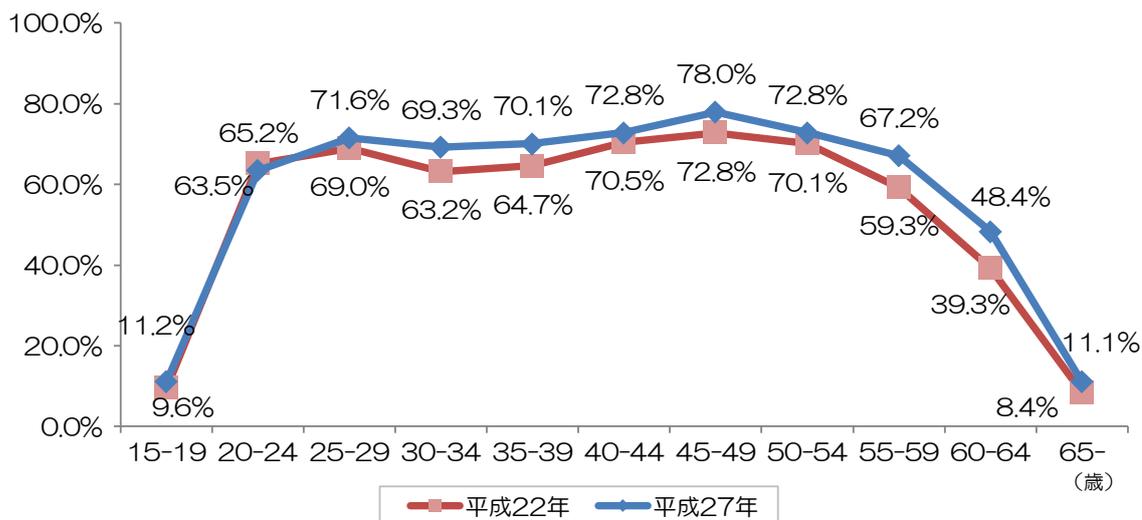
④ 就労の状況

◆ 女性の就労状況

本市の女性の年代別就業率は、ほぼすべての年代で上昇しています。

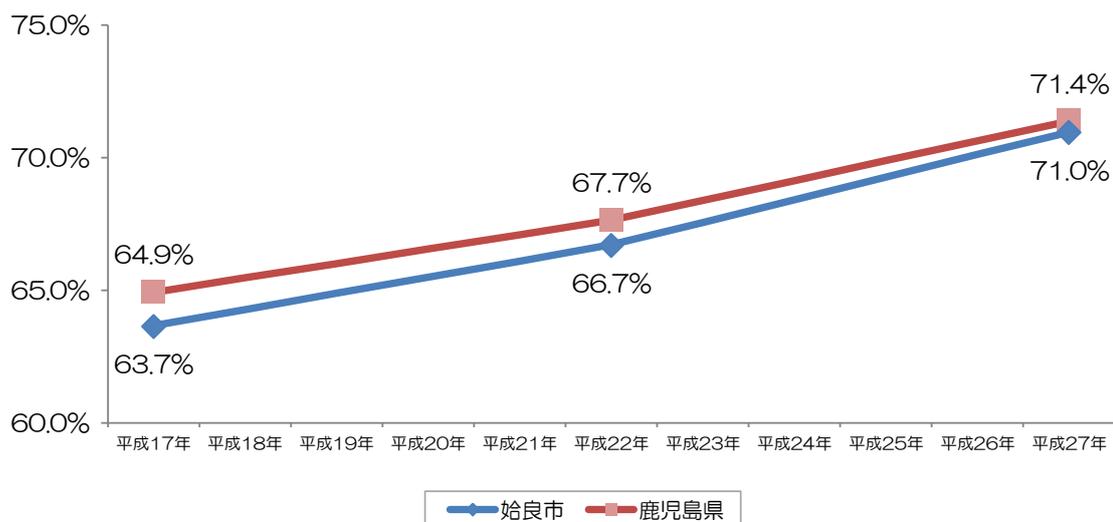
一方、子育て世代の中心である25～44歳女性の就業率も上昇傾向にありますが、鹿児島県全体の値を下回っています。

年代別就業率の推移（女性）



出典：「国勢調査」（総務省）

25～44歳女性の就業率の推移



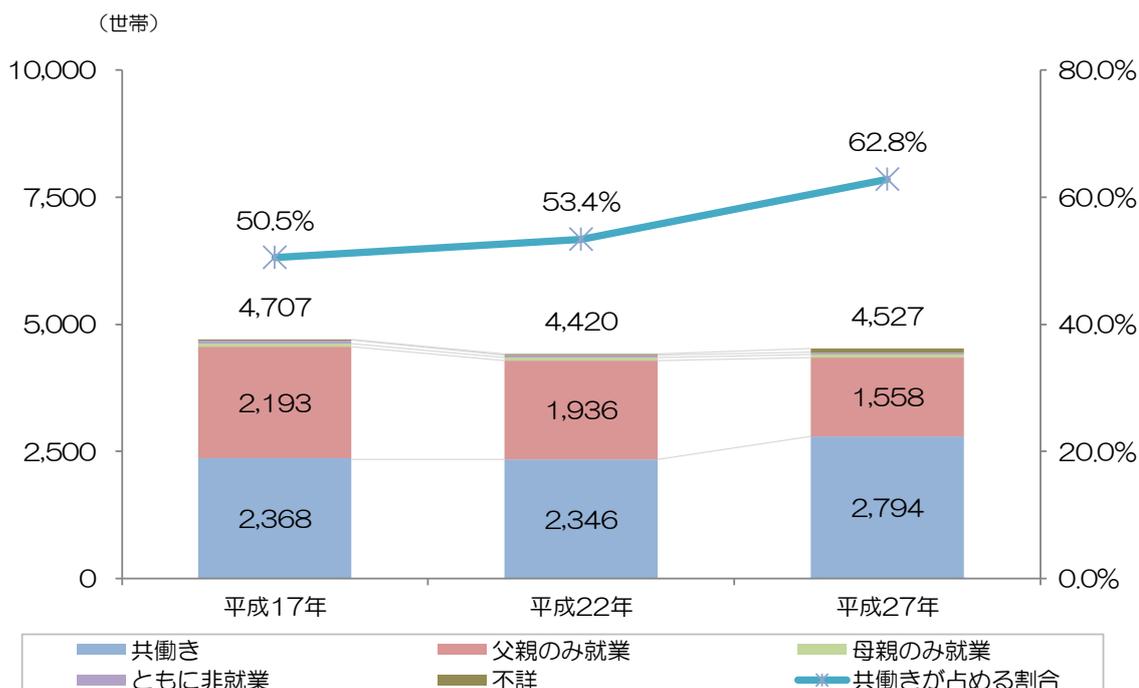
出典：「国勢調査」（総務省）

◆ 共働き世帯の推移

夫婦と12歳以下の子どもで構成される世帯の就労状況をみると、父親のみ就業世帯（専業主婦世帯）が大きく減少し、共働き世帯が増加傾向にあります。

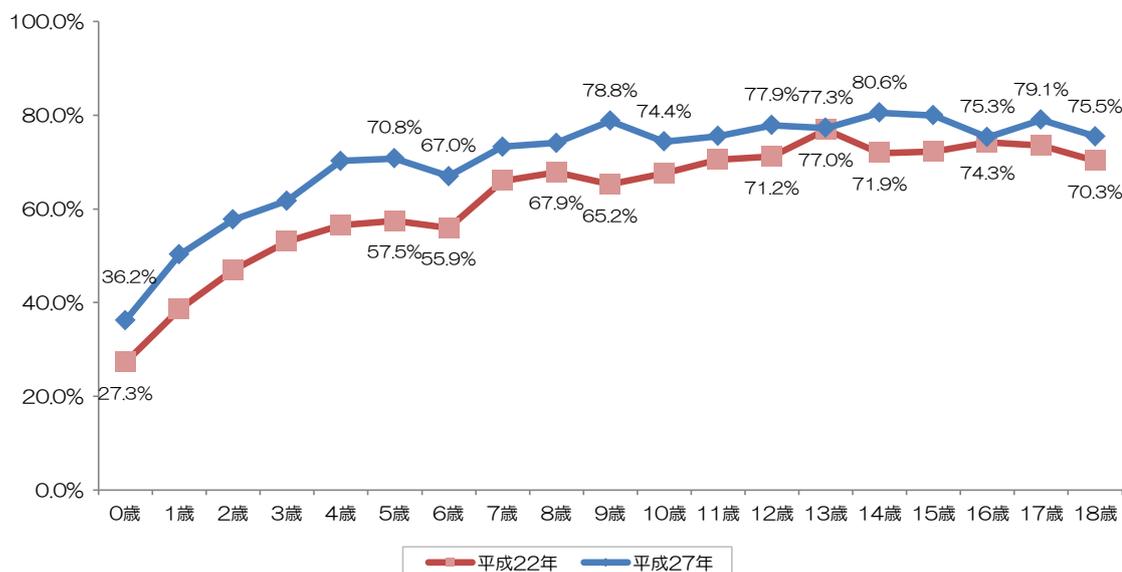
末子の年齢別に共働き世帯の割合をみると、平成22年と比較して、すべての年齢で上昇しており、共働きをしながら子育てをすることができる環境の整備がある程度進んだと考えられます。

共働き世帯の推移



出典：「国勢調査」（総務省）

末子の年齢別共働き世帯の割合



出典：「国勢調査」（総務省）

(2) ニーズ調査結果

① 調査概要

◆ 調査の目的

子育ての現状や子育て支援に対するニーズ等を把握し、本計画策定における基礎資料とすることを目的としました。

◆ 調査内容

平成 25 年 8 月に国が示した「子ども・子育て支援法に基づく基本指針の概ねの案について」における別紙 4「調査票のイメージ」の設問項目を基に、国の動向や始良市子ども・子育て会議の意見等を踏まえて作成した調査票を使用しました。

◆ 調査時期

平成 31 年 1 月

◆ 調査方法・回収状況等

調査種別	就学前児童調査	小学生調査
調査対象者	始良市に居住する 0 歳から 5 歳までの小学校入学前児童の保護者	始良市に居住する小学 1 年生から 4 年生までの児童の保護者
配布件数	2,000 件	1,000 件
抽出方法	無作為抽出	
調査方法	郵送による配布・回収	
回収数 (回収率)	1,093 件 (54.7%)	514 件 (51.4%)
有効回答数 (有効回答率)	1,093 件 (100.0%)	513 件 (99.8%)

◆ 調査結果利用上の注意

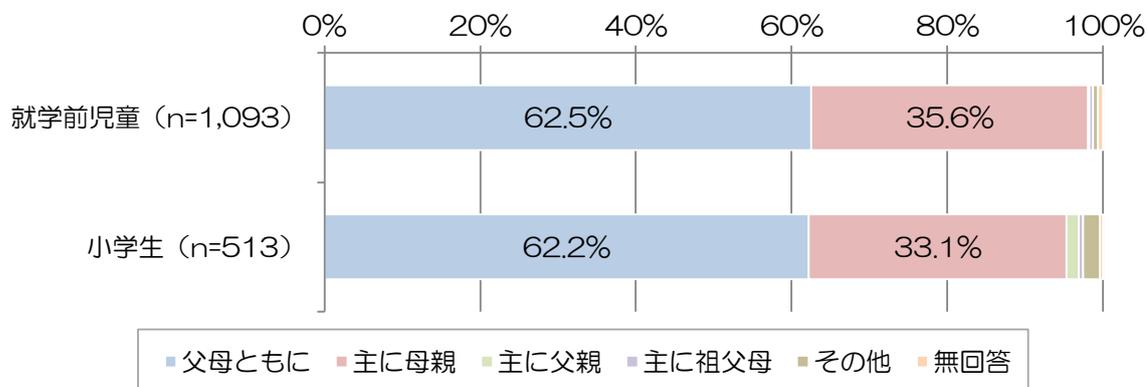
- ・ 回答率は百分比の小数点第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合があります。
- ・ 2 つ以上の回答を可とする設問（複数回答）の場合、その回答比率の合計は原則として 100%を超えます。
- ・ 図表は、スペースの都合上、文言等を省略している場合があります。

② 調査結果（抜粋）

◆ 子育てを主にしているかた

両調査ともに「父母ともに」が約6割、「主に母親」が約3割を占めています。

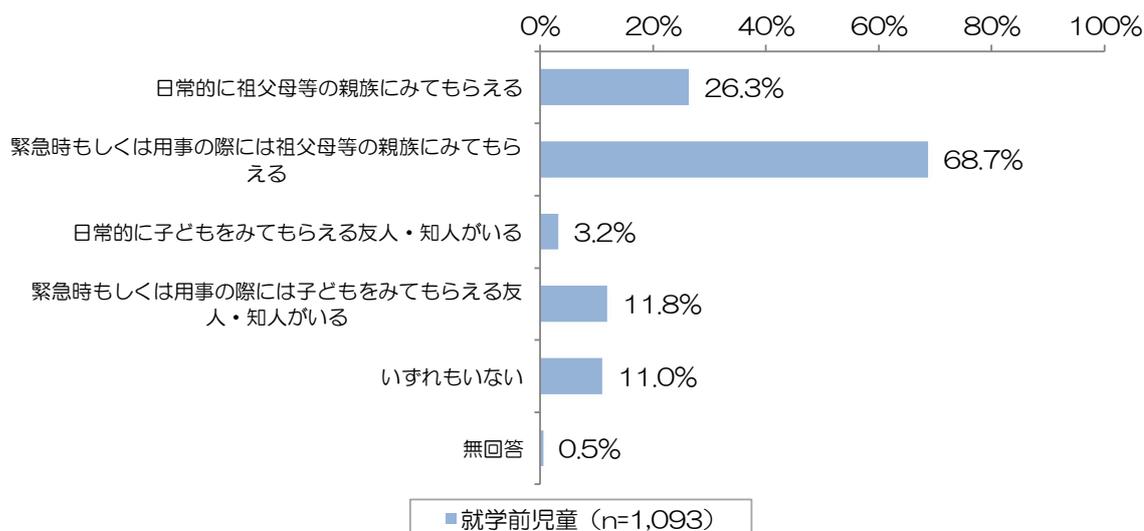
・子育て（教育を含む）を主にしているかた【単一回答】



◆ 子どもをみてもらえる親族・知人の有無

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が約7割を占めるなど、約9割の保護者が「子どもをみてもらえる親族・知人がいる」と回答している一方、「子どもをみてもらえる親族・知人がいない」と回答した保護者も約1割を占めています。

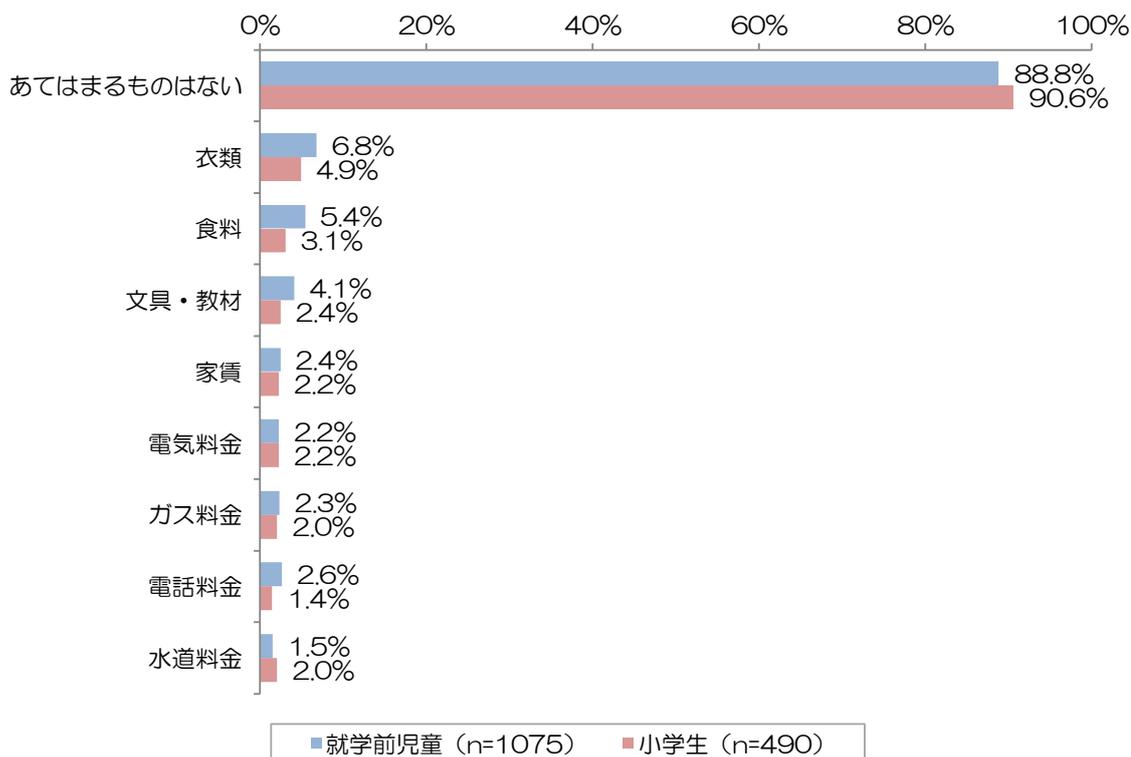
・子どもをみてもらえる親族・知人の有無【複数回答・就学前児童調査】



◆ 家庭からみた生活の困難の発生状況

過去1年の間に経済的な理由で支払いや購入ができなかったことがあったものについて、「あてはまるものはない」の割合は両調査ともに約9割に達していますが、経済的理由で何らかの支払いや購入ができなかった保護者も約1割を占めています。

- ・ 過去1年の間に経済的な理由で支払いや購入ができなかったことがあったもの
【複数回答】

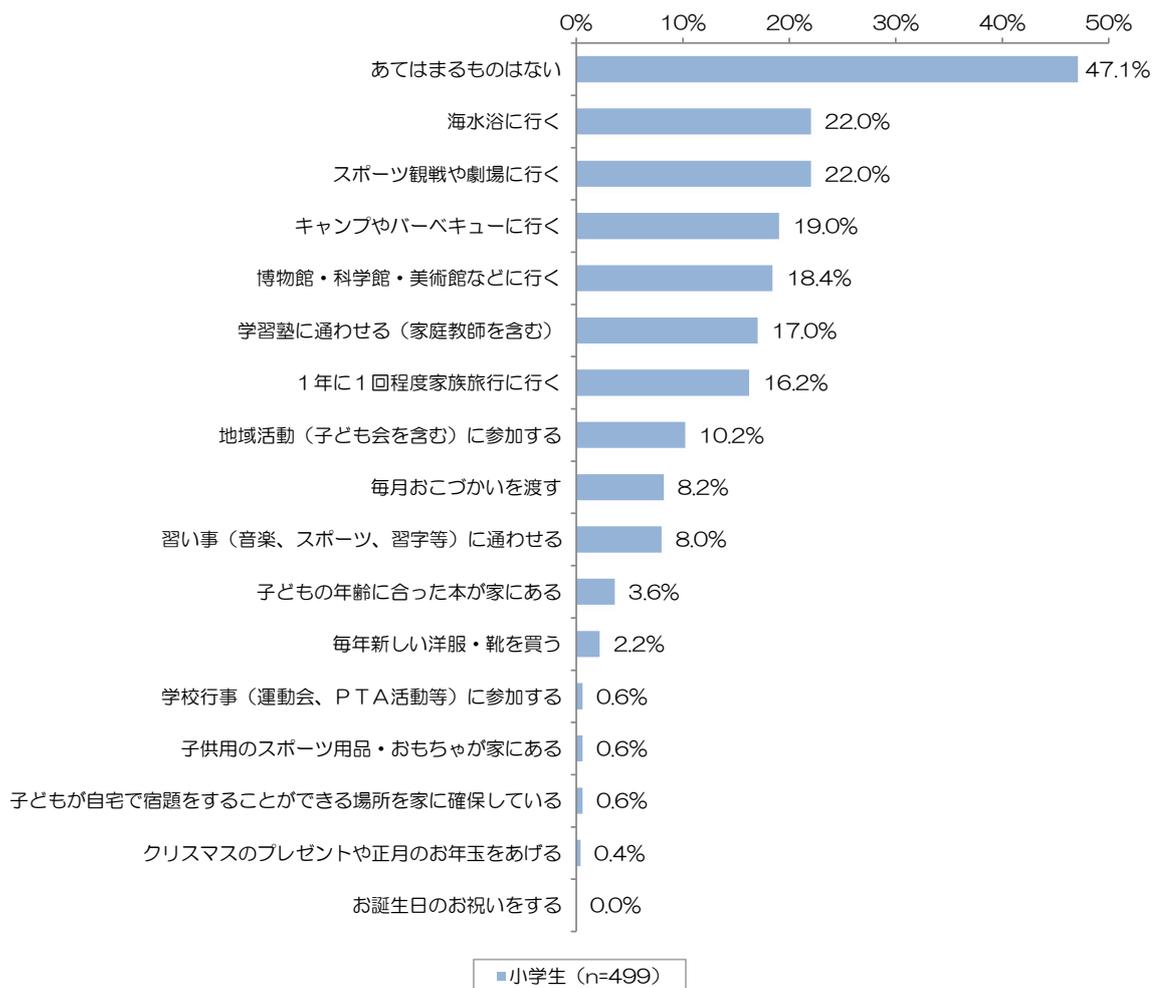


※ 「衣類」「食料」「文具・教材」については、「よくあった」「ときどきあった」と回答した割合を示す

◆ 子どもからみた生活の困難の発生状況

子どもとの生活に関連して、金銭的・時間的な理由で、過去1年の間に経験できなかったこと、家庭で現在行っていないことについて、「あてはまるものはない」の割合は47.1%にとどまっており、全体の半数以上の世帯が何らかの困難を抱えていると考えられます。

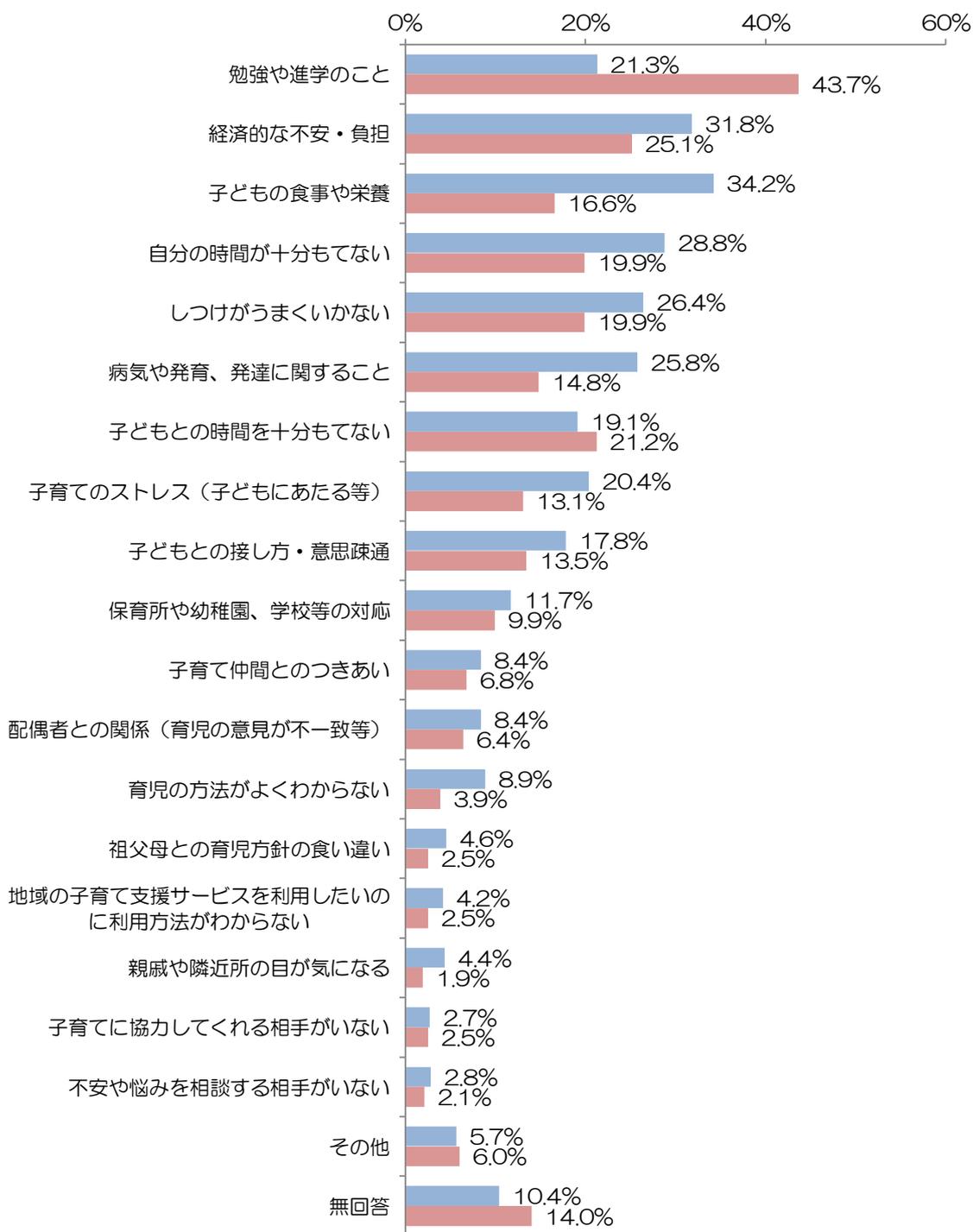
- ・金銭的・時間的な理由で、過去1年の間に経験ができなかった、もしくは家庭で現在行っていないこと【複数回答・小学生調査】



◆ 育児における悩み

就学前児童調査では、「子どもの食事や栄養」「経済的な不安・負担」「自分の時間が十分もてない」の順に多くなっています。小学生調査では、「勉強や進学のこと」が4割を超え、突出して多くなっています。

・ 育児における悩み【複数回答】

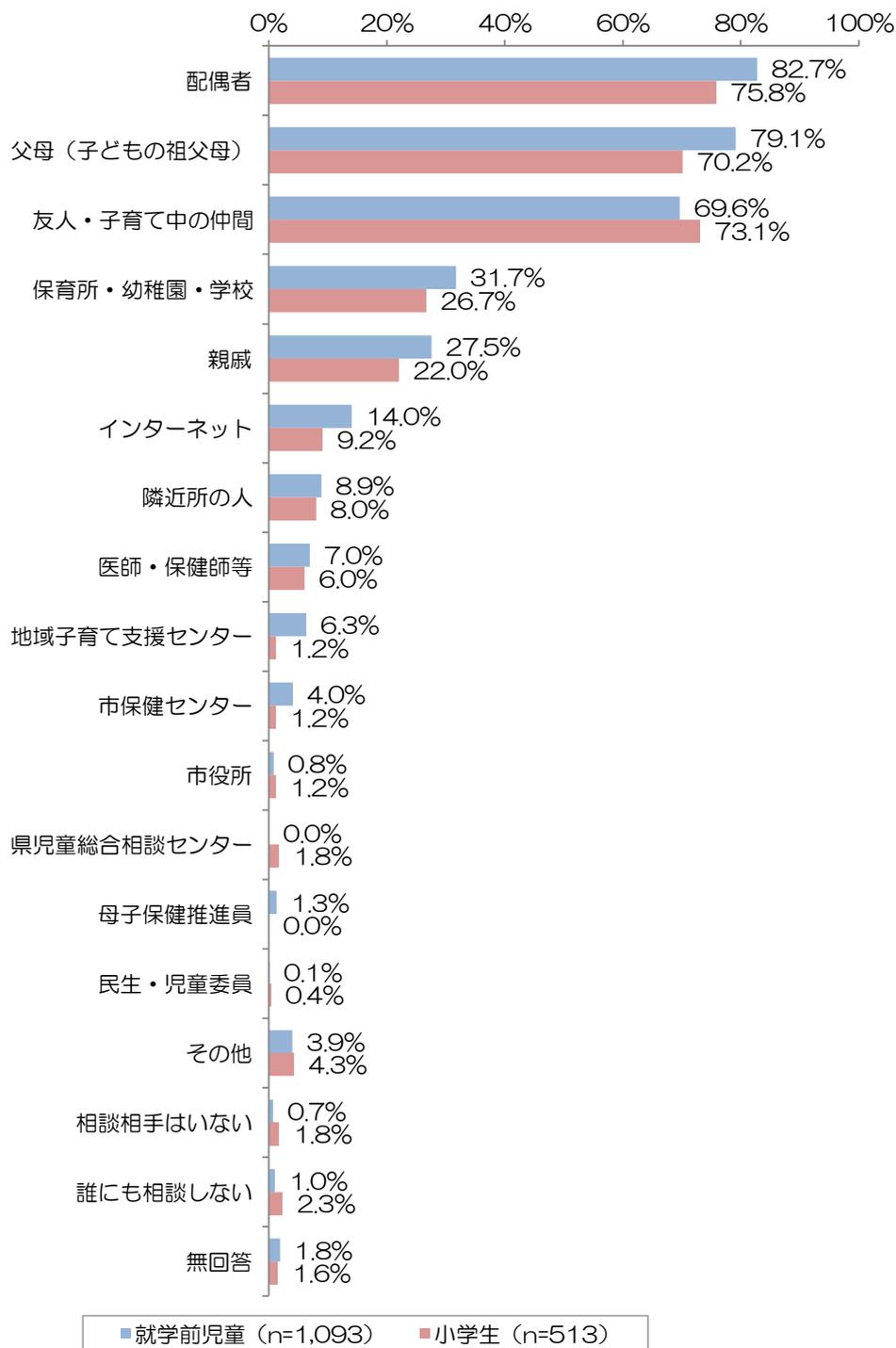


■ 就学前児童 (n=1,093) ■ 小学生 (n=513)

◆ 子育てに関する悩みや不安を気軽に相談できる先

両調査ともに「配偶者」「父母」「友人・子育て中の仲間」が上位に挙げられており、「相談相手はいない」「誰にも相談しない」といった回答は少数となっています。

・子育てに関する悩みや不安を気軽に相談できる先【複数回答】



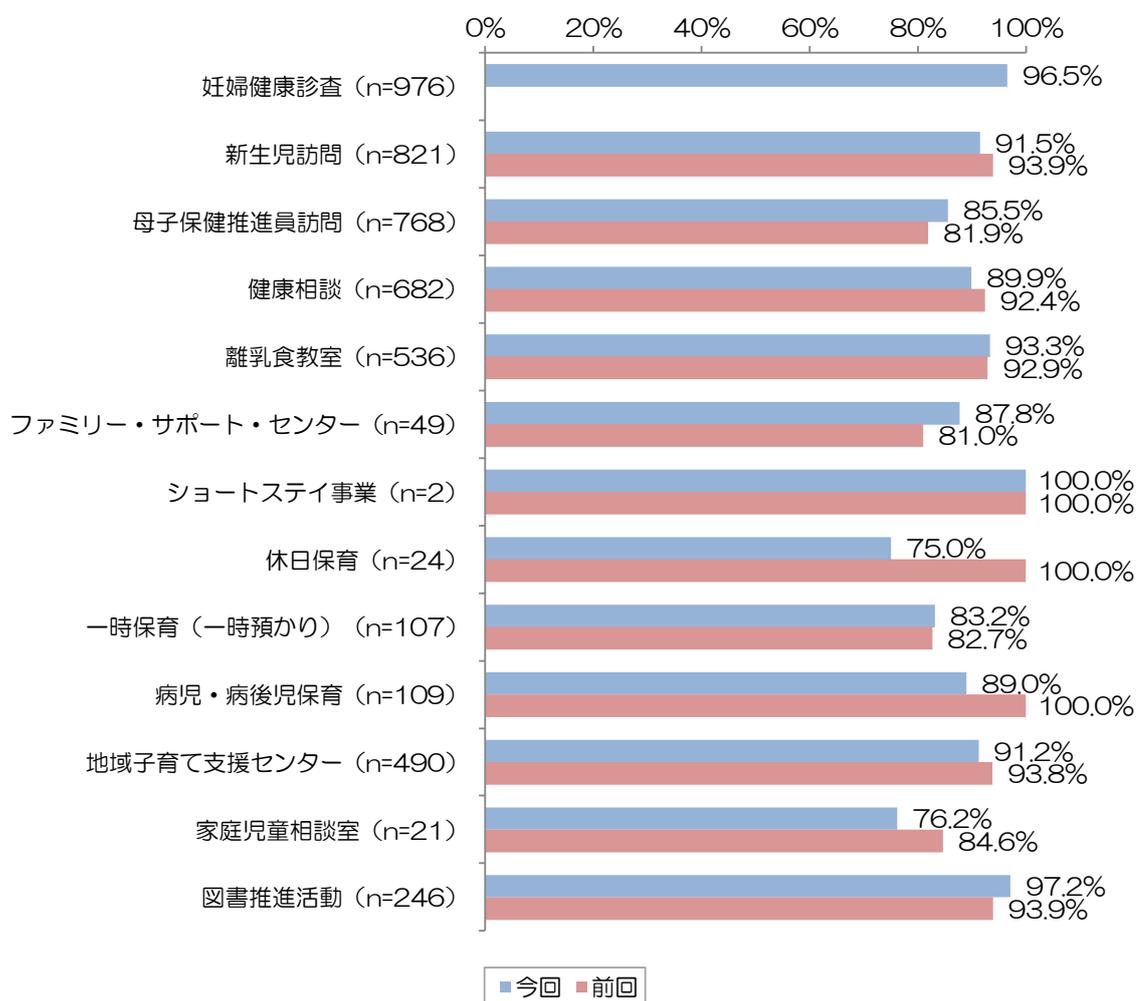
◆ 子育て支援サービス利用者の満足度

子育て支援サービス利用者の満足度について、すべてのサービスで7割を超えています。

前回調査と比較して、就学前児童調査における「ファミリー・サポート・センター」、小学生調査における「家庭児童相談室」では、満足度が5ポイント以上上昇している一方、就学前児童調査における「休日保育」「病児・病後児保育」「家庭児童相談室」、小学生調査における「病児・病後児保育」は、満足度が5ポイント以上低下しています。

・子育て支援サービス利用者の満足度（満足＋ほぼ満足の合計）

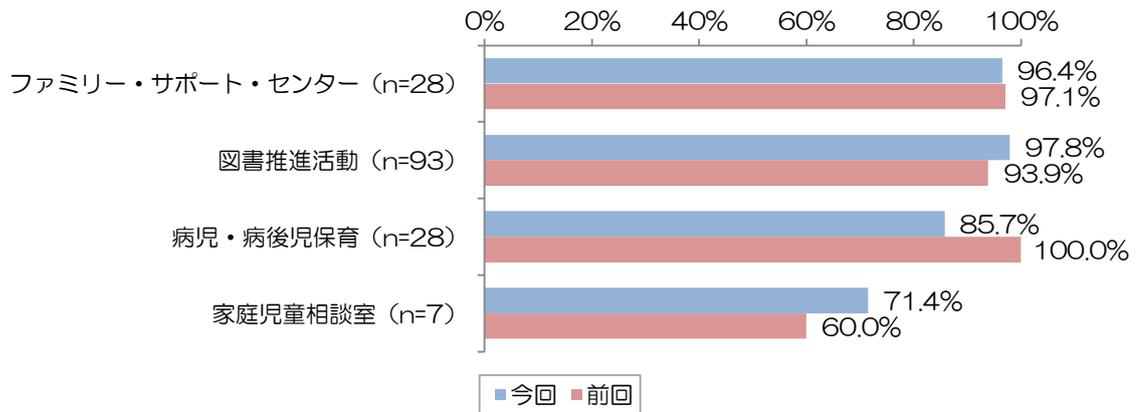
【単一回答・就学前児童調査】



※n は、今回調査における回答者数（各サービスを利用していると回答した保護者のうち、満足度について回答した人数）を示す。妊婦健康診査は、今回調査より新たに追加された調査項目である

・子育て支援サービス利用者の満足度（満足+ほぼ満足の合計）

【単一回答・小学生調査】

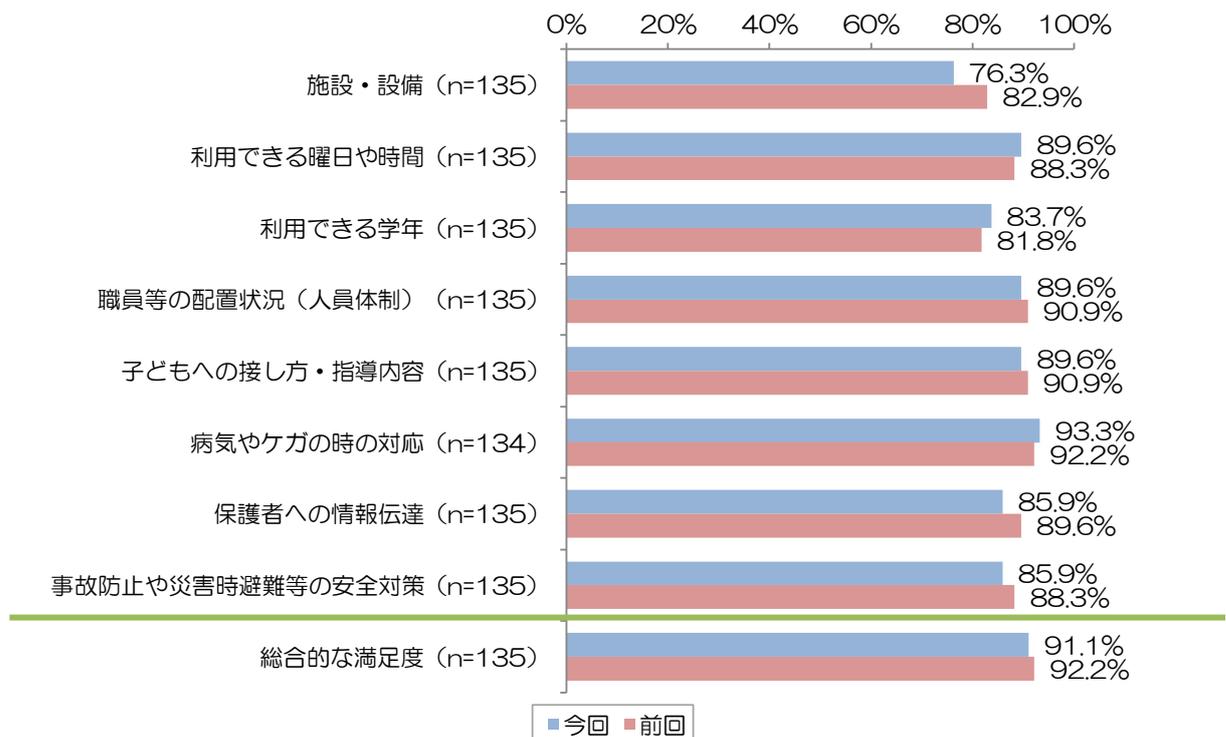


※n は、今回調査における回答者数（各サービスを利用していると回答した保護者のうち、満足度について回答した人数）を示す

◆ 放課後児童クラブ利用者の満足度

前回調査と比較して、「総合的な満足度」の大きな変化はみられませんが、「施設・設備」の満足度が6.6ポイント低下しています。

- ・放課後児童クラブ利用者における、各項目に対する満足度(満足+ほぼ満足の合計)
【単一回答・小学生調査】



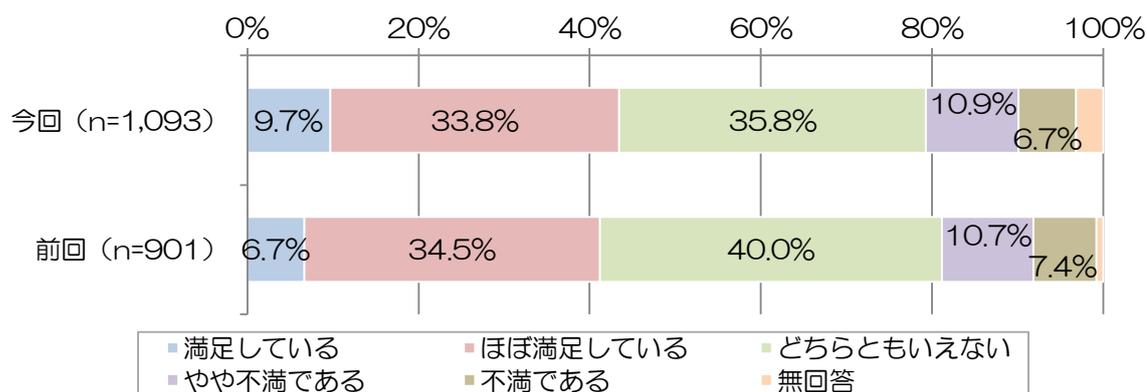
※nは、今回調査における回答者数(放課後児童クラブを利用していると回答した保護者のうち、各項目の満足度について回答した人数)を示す

◆ 子育て環境や支援への満足度

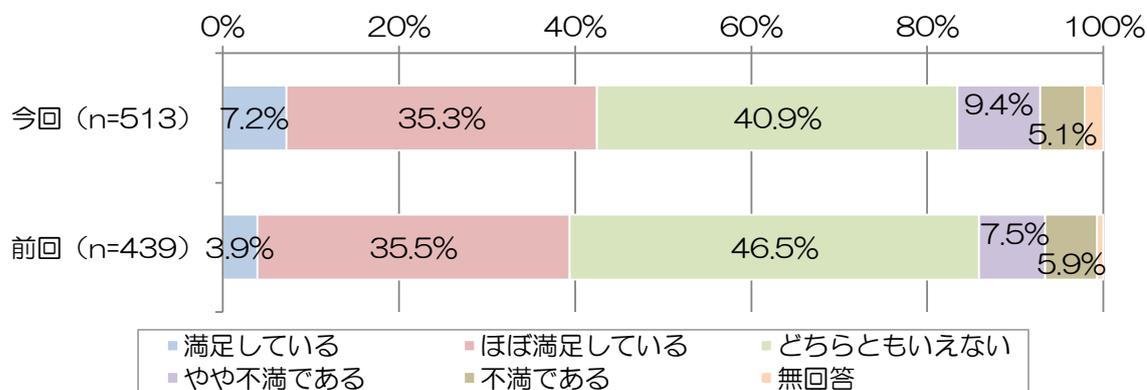
両調査ともに、前回調査と比較して満足度が上昇しています。

「不満である」「やや不満である」と回答した保護者については、就学前児童調査では、「平日の定期的な幼稚園・保育園等のサービスを利用していない」もしくは「認可外の保育施設を利用している」、「自分の時間が十分もてないなどの育児の悩みを多く抱えている」といった傾向がみられ、小学生調査では、「ひとり親世帯である」、「放課後児童クラブの利用意向が強い」、「経済的な不安・負担等の育児の悩みを多く抱えている」といった傾向がみられました。

・ 始良市の子育て環境や支援に対する満足度【単一回答・就学前児童調査】



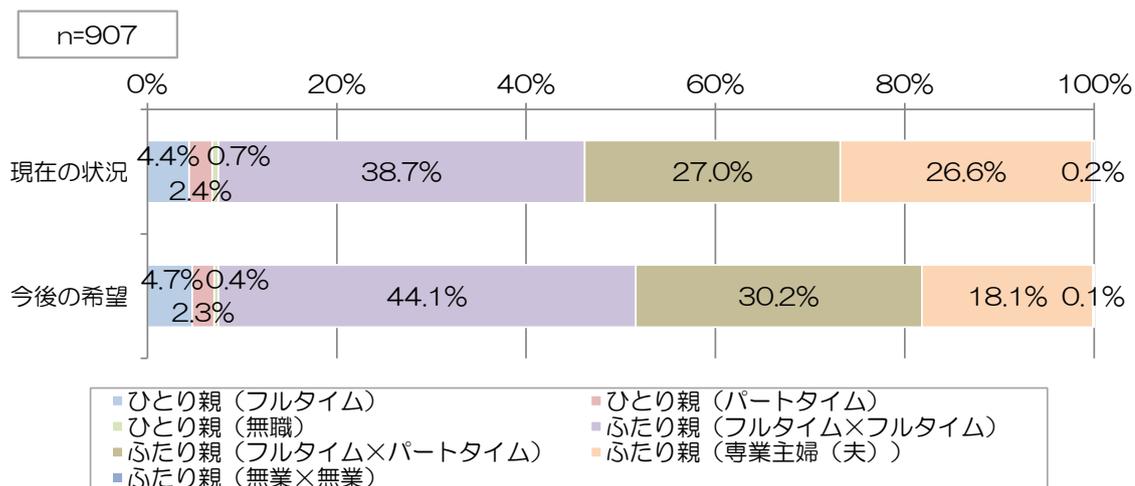
・ 始良市の子育て環境や支援に対する満足度【単一回答・小学生調査】



◆ 就労希望

「現在の状況」に対して、「今後の希望」における「ひとり親（フルタイム）」や「ふたり親（フルタイム）」、「ふたり親（パートタイム）」の割合が高くなっていることから、パートタイムからフルタイムへの転換や新規就労の希望を持つ保護者が一定数存在していると考えられます。

・ 家庭類型分類結果【就学前児童調査】



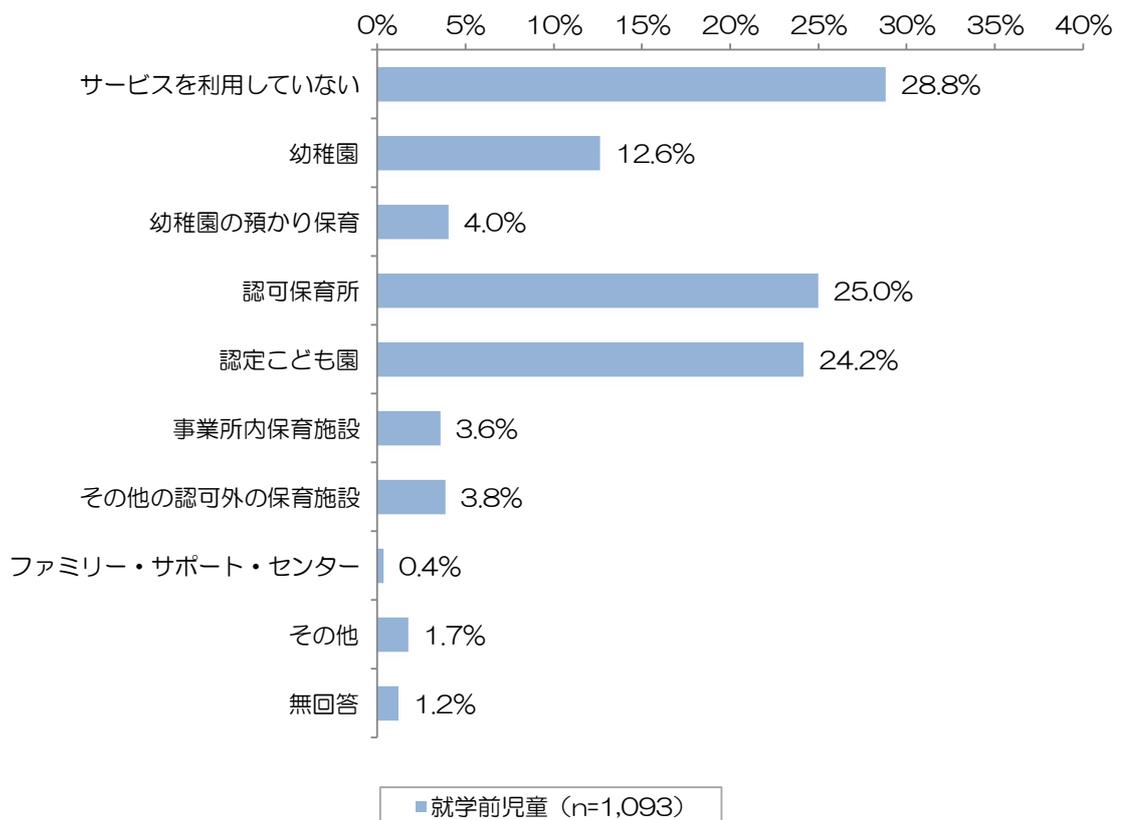
◆ 保育等サービスに対するニーズについて

約7割の保護者が「現在、サービスを利用している」と回答しており、利用しているサービスについては、「認可保育所」「認定こども園」「幼稚園」の順に多くなっています。

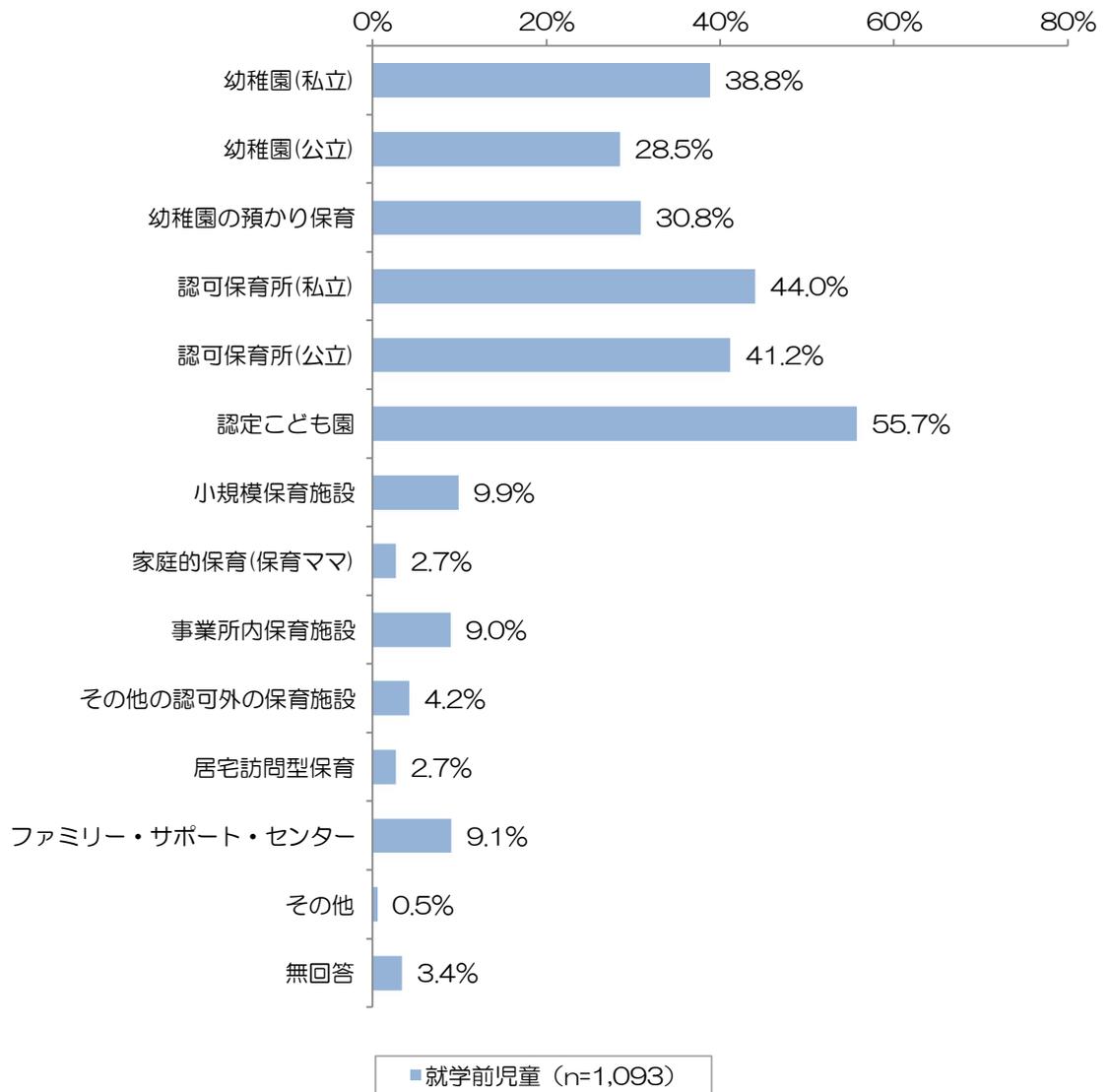
「今後の希望」については、「認定こども園」「認可保育所（私立）」「認可保育所（公立）」の順に多くなっています。

- ・ 平日の定期的な幼稚園や保育園等のサービスの利用状況

【複数回答・就学前児童調査】



・平日に定期的な利用を希望する幼稚園や保育園等のサービス
【複数回答・就学前児童調査】

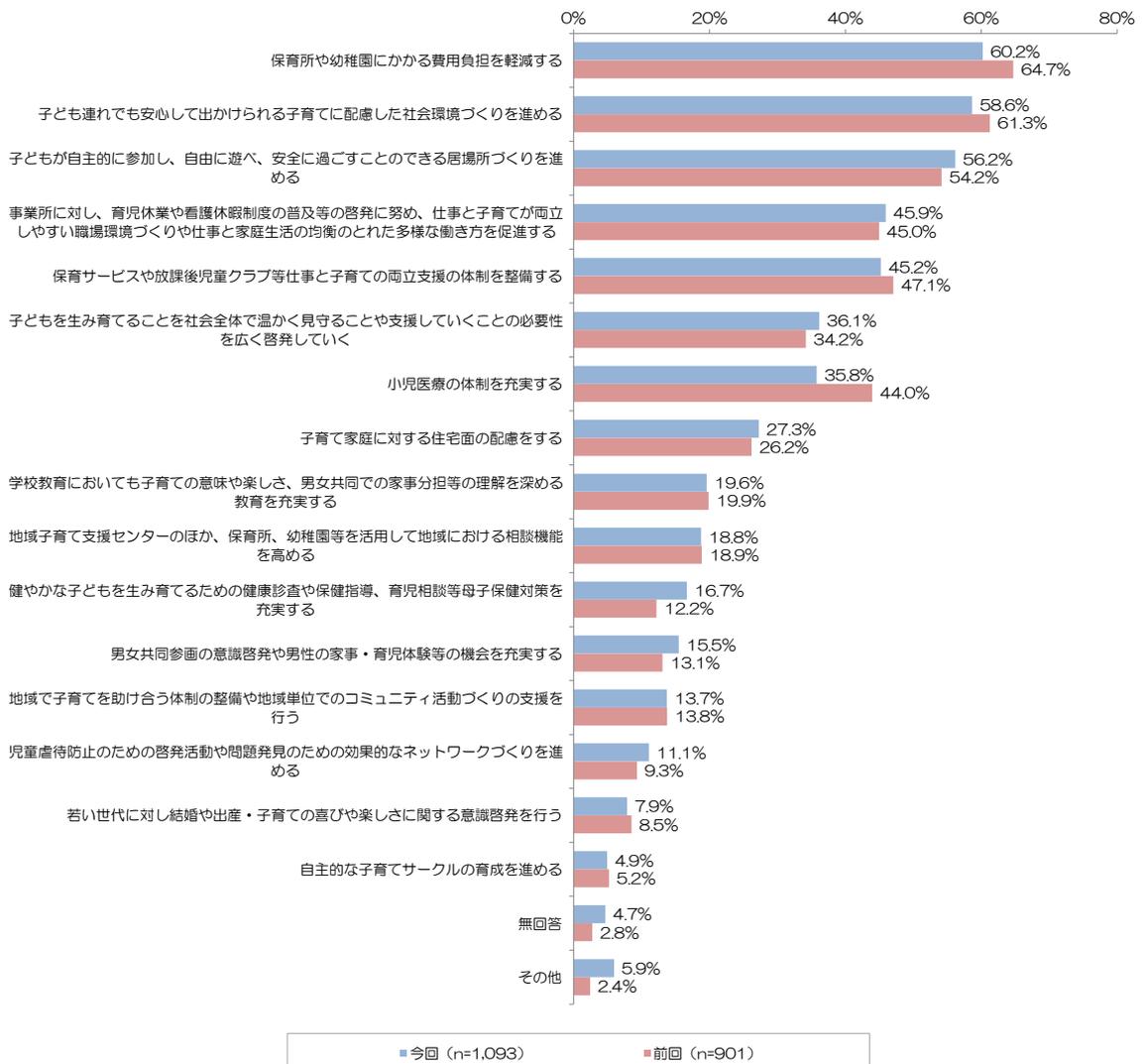


◆ 始良市に求める子育て支援策

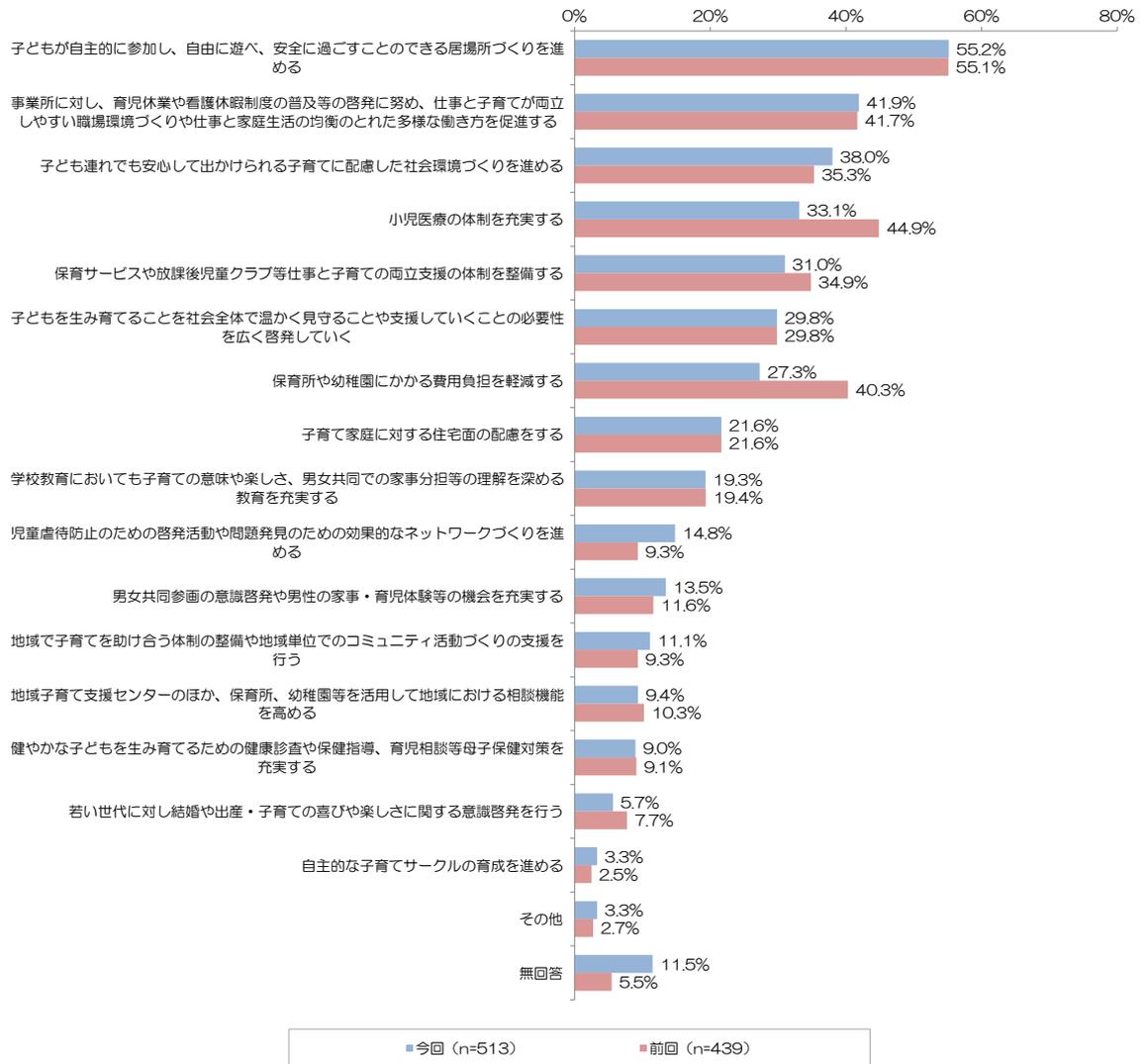
就学前児童調査では、「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減する」「子ども連れでも安心して出かけられる子育てに配慮した社会環境づくりを進める」「子どもが自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる居場所づくりを進める」の割合が高くなっています。前回調査と比較して、「小児医療の体制を充実する」の割合が低くなっています。

小学生調査では、「子どもが自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる居場所づくりを進める」「事業所に対し、育児休業や看護休暇制度の普及等の啓発に努め、仕事と子育てが両立しやすい職場環境づくりや仕事と家庭生活の均衡のとれた多様な働き方を促進する」「子ども連れでも安心して出かけられる子育てに配慮した社会環境づくりを進める」の割合が高くなっています。前回調査と比較して、「小児医療の体制を充実する」「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減する」の割合が低く、「児童虐待防止のための啓発活動や問題発見のための効果的なネットワークづくりを進める」の割合が高くなっています。

・ 始良市に充実を図ってほしい子育て支援策【複数回答・就学前児童調査】



・ 始良市に充実を図ってほしい子育て支援策【複数回答・小学生調査】



4 第1期計画の評価

(1) 教育・保育の提供体制

事業	評価
【3～5歳】 1号認定及び2号認定（教育希望）	認定子ども園等への移行も進み、ニーズに対し、おおむね確保できた。公立幼稚園については、深刻な定員割れが進んでいる。
【3～5歳】 2号認定（保育希望）	既存園における定員の拡大、施設整備に伴う新規保育所等の設置を進めてきたが、人口流入等における需要に追いついていない。
【0～2歳】 3号認定	小規模保育所等の新規設置を含む形で受入れを図ってきたが、ニーズを満たしきれていない。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

事業	評価
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	平成27年度に1か所新規開所し、現在6か所で実施し、ニーズに対する十分な確保ができた。
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	ニーズに対する確保はできているが、ニーズは増加の傾向にある。ある程度のニーズについては対応できていると考えるが、利用ニーズの多様化に伴い、対応できなかったケースもあった。
一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）	ニーズが増加してきているが、おおむね確保できたと思われる。
一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり以外）	ニーズが増加してきているが、十分な確保ができたと思われる。
延長保育事業（時間外保育）	利用児童がわずかではあるが、減少傾向にあり、園児の受入体制の確保はできたと考える。
病児・病後児保育事業	企業主導型保育所等における病児保育施設の設置等もあり、利用が分散化しており、利用数が減少傾向にある。ニーズに対する確保ができた。
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	新年度に入る時期は、待機児童が多少みられるが夏休み終了時となると減少する傾向にある。新規クラブの開設、移転に伴う受入児童の拡大を図ったことにより、安定的な受入体制が確保できた。

事業	評価
妊婦健康診査	必要量に対する確保ができた。
乳児家庭全戸訪問事業	必要量に対する確保ができた。
養育支援訪問事業（ママサポート）	ニーズに対する確保ができた。
家庭相談事業	ニーズに対する確保ができた。
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要支援児童の支援に資する事業）	他事業により対応したため、実施しなかった。
子育て短期支援事業（ショートステイ）	現在3か所で実施しており確保できた。
利用者支援事業	母子保健型にて確保できた。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	実施しなかった。
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	実施しなかった。

5 始良市の子ども・子育て支援施策の現状・課題

(1) 子育て家庭への支援

- ・平成31年4月1日現在、16か所の認可保育所（小規模保育所含む）があり、定員918人に対し、958人が入所しており、約104%の入所率となっています。13か所ある認定こども園の保育にかかる部分については、定員833人に対し、858人が入所しています。
- ・保育を必要とする児童が急激に増加したことから、認可保育所及び認定こども園の入所園児（幼児）数も増加し、待機児童が発生している状況にあります。また、令和元年10月より保育無償化が始まったことに伴い、「幼稚園の預かり保育」等のニーズも高まっており、質・量両面で提供体制を充実させていく必要があります。必要に応じた増改築等による設備の充実、教諭や保育士の技術・技能を含む研修等を通じた資質の向上とともに、ニーズ量に見合うだけの人材の確保も大きな課題となっています。併せて、障がいや疾病を持つ子どもを受け入れるための設備の充実や専門性の高い人材の確保等も課題となっています。
- ・病児・病後児保育事業や一時預かり事業については、ニーズ調査結果においても、保護者からの要望が多いことが示されており、ニーズ量に見合った事業内容の充実を図る必要があります。
- ・ニーズ調査で把握した「ファミリー・サポート・センター」の利用率は、3.5%と低く、事業の周知を図るとともに、サポートを提供する会員の確保と研修実施による提供体制の強化を図る必要があります。
- ・放課後児童対策（放課後児童クラブ等）については、令和元年度は、22か所で運営しており、1,075人が登録しています。保護者の勤務状態の多様化等により、今後もニーズが増加・多様化していくことが予想されます。ニーズへの的確な対応を行うため、質・量両面での事業量の確保が必要です。
- ・子育てに関する身近な相談先や情報の入手先として、同じ立場である親同士で気軽な相談や情報交換等ができる場として、子育て支援センターや子育て応援広場等を設けています。
- ・各種子育て情報等について、子育て便利帳や子育て応援広場、市のホームページ、パンフレット等で発信しています。

(2) 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

- ・学校の教育活動においては、主体的に学ぶ態度や規範意識の醸成を通して、生きる力の育成に取り組んでいます。また、総合的な学習の時間等において、ボランティア活動や異世代交流等に取り組み、地域の一員としての自覚、社会に貢献できる人材の育成に努めています。
- ・青少年健全育成事業として、「青少年育成の日」「家庭の日」の普及啓発活動やあいさつ運動の推進、有害環境対策、心身を育てる豊かな体験活動等の多岐にわたる事業を展開しています。

(3) 子育てと社会参加の両立支援

- ・ニーズ調査における育児休業取得率をみると、母親の41.4%に対し、父親は1.8%にとどまっています。母親の取得はもちろん、父親が積極的に取得できるような環境を整備する必要があります。
- ・子育てをしながら就労している人の増加に伴い、各事業所に対して、子育てをしながらでも働きやすい環境づくりの要請やそのための支援等の「ワーク・ライフ・バランス」を達成するための取組が求められています。
- ・父親の育児参加を進めていくため、子育てに参加するきっかけとなるような父母参加型の事業等の充実を図る必要があります。

(4) 専門的な支援を必要とする子どもや家庭への支援

- ・ ショートステイ（短期入所生活援助）事業については、県内に 17 か所ある児童養護施設で利用調整を行っていますが、緊急一時利用やDV（配偶者等からの暴力）により経済的に困窮している保護者への対応、トワイライトステイ（夜間養護等事業）も含め、一層の充実が必要です。
- ・ 虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を行うため、「始良市要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関同士の情報共有、意見交換及び連携による支援活動を行っています。また、虐待を受けた子ども、障がい児等特別な支援が必要な子ども、DV（配偶者等からの暴力）被害の母子等への対応として、子ども相談支援センター（あいぴあ）や基幹相談支援センター（あいか）、配偶者暴力相談支援センターを設置しています。
- ・ ひとり親家庭への支援については、生活の安定と児童福祉を目的とした児童扶養手当の支給及び医療費の自己負担額を助成するひとり親家庭等医療費助成事業の経済的支援を中心とした取組を行っています。多様な教育・保育事業の提供と併せ、就労支援制度の周知等も含めた事業を継続して実施することが必要です。
- ・ 障がい児等への対応については、障がい児に対する各種サービスの充実とともに、早期療育を図るため、施設の受入拡充等を行う必要があります。

(5) 安全・安心なまちづくりの推進

- ・ ニーズ調査では、身近な地域の人に望むこととして、「声掛けや見守りの実施」が多く挙げられました。子どもたちを犯罪や事故等から守るために、地域コミュニティ活動の充実等の地域全体で子どもたちを見守る体制づくりが求められています。
- ・ 青パト隊の活動助成や自治会防犯灯に関する事業を行う「始良市防犯・暴力追放協議会」に対する補助を行っており、自治会からの防犯灯の修繕や球交換等の申請があった場合は、同協議会から自治会に対して補助金を交付しています。また、青パト隊やスクールガードリーダー等による見守り活動や危険箇所の点検等も実施しています。
- ・ 安全な歩行や横断、自転車の点検や正しい乗り方について、定期的に県と連携した交通安全教室を実施しています。今後も、交通安全指導や交通安全教室等の継続実施、歩行者にやさしい交通環境の整備等の事業の充実を図る必要があります。

第2章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

第2章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 基本理念

本市においては、第1期計画における基本理念として「男女が共同し、子どもを安心して生み育て、子どもが健やかに育つまちづくり」を掲げるなど、お互いに助け合いながら子育てのできる社会の実現に向けた子育て支援を推進してきました。

お互いに助け合いながら子育てのできる社会の実現を目指す考え方は、不変であると考えられることから、本計画の基本理念について、第1期計画を継承するものとします。

**男女が共同し、子どもを安心して生み育て、
子どもが健やかに育つまちづくり**

2 基本目標

本計画では、基本理念を実現させるための基本目標を定め、各基本目標の視点に基づいた施策を推進します。

基本目標1 未来を担い、創造する子どもたちを育む

- 家族形態が多様化する中で懸念される親の孤立化や家庭教育力の低下を防止する視点
- 子育ての責任は、第一義的には保護者にあることを前提に地域の関わりの重要性を周知する視点
- 子育てに魅力や喜び、楽しみを感じ、安心して子どもを生み育てられる環境づくりの視点
- 男女ともに子育てと社会参画を両立できるまちづくりの視点

基本目標2 子どもたちの可能性と夢を引き出す

- 子どもたちの健全育成を促す大人の責務を考える機会を設ける視点
- 子どもが「確かな生きる力」を身につけ成長し、自立したまちづくりに貢献する力を与えるという視点

基本目標3 地域の見守りと気づきで創る子どもたちの未来

- 子どもとその保護者が安全で安心して生活できる生活空間の整備の視点
- 子どもを事故や犯罪等から守るための地域が一体となった連絡体制の整備等、地域社会が地域の子どもの成長に積極的に関われる環境整備の視点

3 施策の展開

基本理念の実現に向け、6つの主要施策を中心とした施策の展開を図ります。

基本理念	男女が共同し、子どもを安心して生み育て、 子どもが健やかに育つまちづくり
基本目標	1. 未来を担い、創造する子どもたちを育む 2. 子どもたちの可能性と夢を引き出す 3. 地域の見守りと気づきで創る子どもたちの未来
主要施策（1）子育て家庭への支援	
① 子育て支援サービスの充実 ② 経済的負担の軽減 ③ 相談支援体制の充実	
主要施策（2）母子の健康の確保と増進	
① 安心して妊娠、出産できる環境の確保 ② 親子の健康への支援 ③ 食育の推進	
主要施策（3）子どもの健やかな成長のための教育環境の整備	
① 学校における教育環境の整備 ② 思春期の保健対策 ③ 家庭の教育力の向上	
主要施策（4）子育てと社会参加の両立支援	
① ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進 ② 保育サービスの充実 ③ 放課後の居場所づくり ④ 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保	
主要施策（5）専門的な支援を必要とする子どもや家庭への支援	
① 児童虐待対策の充実 ② ひとり親家庭等の自立支援 ③ 障がいのある子ども等を抱える家庭への支援 ④ 不登校やひきこもりの子どもを抱える家庭への支援	
主要施策（6）安全・安心なまちづくりの推進	
① 子どもの安全の確保 ② 犯罪・事故の被害にあわないための環境の整備 ③ 子育てを支援する生活環境の整備	

(1) 子育て家庭への支援

① 子育て支援サービスの充実

本市では、平成31年4月1日現在、4か所の地域子育て支援センター及び2か所のつどいの広場を設けていますが、天候に左右されない育児交流を行う場所の整備や保育園開放を通じた子育てに関する相談、機関紙による育児に関する情報提供を行うとともに、子育てサークルの活動支援や一時預かり等の充実を図っています。

今後も、地域子育て支援センターを子育て支援の拠点と位置づけ、相談事業における各行政分野との連携強化、専門の職員による相談や必要な情報の提供を行うとともに、子育てサークルの活動支援を継続して推進します。

また、不定期的な保育ニーズに対応するファミリー・サポート・センター事業や病児・病後児保育事業の充実と、すべての家庭が安心して子育てに取り組めるよう、子育てに関する養育支援の充実に努めます。

さらに、主任児童委員を中心とした民生委員・児童委員活動等を通じて、子育て家庭の様々な事情の収集や状況把握に努め、個々の家庭が抱える悩みや不安の解消を図ります。

◆ 教育・保育施設の一体的提供の推進

認定こども園は、保護者が働いている、働いていないにかかわらず柔軟に子どもを受け入れ、教育・保育を一体的に行う機能を持つ施設です。

本市では、教育・保育施設の利用状況や保護者の利用希望に基づき、認定こども園の円滑な整備の促進に努めてきました。

今後も、施設の利用状況や保護者のニーズ等を踏まえながら、認定こども園の整備による教育・保育施設の一体的提供を推進します。

◆ 教育・保育の質の向上

教育・保育の提供にあたっては、その量の確保とともに質を確保することも重要です。

よりよい教育・保育サービスが提供できるよう、研修等の受講促進による幼稚園教諭や保育士等のスキルの向上とともに、教育・保育人材の確保に努めます。

◆ 幼・保・小の連携

本市では、子どもが小学校に就学する際には、就学後の教育に活かすことができるよう、子どもの「行動の特徴」「具体的な興味や関心」「遊びの傾向」「社会性の育ち」「内面的な育ち」「健康状態」「発達援助の内容」等について、幼稚園教諭・保育士等から小学校教員へ引き継ぎを行うなどの連携を図っています。

今後も、子ども一人ひとりにとって最善の利益となることを目指し、認定こども園・幼稚園・保育所・小学校の連携を図ります。

② 経済的負担の軽減

本市では、保護者の子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、児童手当の支給や子ども医療費の助成、障がい児に対する特別児童手当の支給、不妊治療に係る費用負担の助成、多子世帯への経済的支援等を行っています。

今後も、各種経済的支援の継続的な実施及び充実に努めます。

◆ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化における施設等利用給付の実施においては、公正かつ適正な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担や利便性、施設の資金面等を考慮して行うことが求められています。

施設に対する指導監査等に関して県との連携に努めるとともに、施設等利用給付について、保護者や施設に配慮した方法を検討したうえで実施します。

③ 相談支援体制の充実

本市では、子育て等に対する悩み・不安を解消するため、子育てコンシェルジュ、子ども相談支援センター（あいぴあ）、基幹相談支援センター（あいか）、子育て支援センター等を配置・設置し、相談への対応、必要に応じた支援・情報提供を行っています。

今後も、引き続き相談支援体制を確保するとともに、これらの事業の周知を図ります。

(2) 母子の健康の確保と増進

① 安心して妊娠・出産できる環境の確保

子どもを安心して生み育てるためには、妊娠期から出産に至るまで、切れ目のない一貫した支援が必要です。

本市では、安心して妊娠期を過ごし、無事に出産を迎えることができるよう、母子健康手帳の交付時に個別の面談を行い、必要に応じて支援しています。また、保護者の育児不安の解消等を図るため、産後ケア、新生児訪問、乳幼児健診等の場を活用し、出産後の相談に応じています。さらに、妊産婦健康診査や新生児聴覚検査にかかる費用の助成を行うとともに、不妊に悩む夫婦が受ける治療費の一部についても、助成を行っています。

今後も、これらの事業を継続して実施し、子どもを安心して妊娠・出産できる環境の確保に努めます。

② 親子の健康への支援

乳幼児期の健康管理について、発育・発達状況を確認するため、成長に応じた乳幼児健診や健康相談、訪問指導等を行うとともに、健康的な生活習慣の確立に向けた健康教育等の一層の充実に努めます。

また、乳幼児健診の受診率向上を図り、疾病の早期発見・治療に努めるとともに、安心して子育てできるよう、相談・支援体制の充実に努めます。

③ 食育の推進

食生活の充実は、健康な体を作るだけではなく、望ましい生活のリズムを確立するためには欠かせないものです。

本市では、成長の段階に応じた食に関する情報の提供等による食育の推進に取り組んでいます。

今後もこれまでの取組を継続して実施し、心と身体の健康づくりを推進します。

(3) 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

① 学校における教育環境の整備

◆ 教育内容の充実

子どもたちの生きる力を育成するために、主体的に学ぶ態度の育成及び知識や技能の習得、思考力・判断力・表現力等を重視した教育を推進します。

また、豊かな人間性を育むために、子どもが自分自身も地域の一員であることを自覚し、郷土愛や他人への思いやり、社会に対する責任感等を認識できるよう、子どもと地域住民がふれあう機会の提供やキャリア教育を一層推進する等の指導方法・指導体制の工夫改善を図ります。

◆ 地域との連携・協働による学校づくり

学校評議員制度や学校関係者評価等の地域の声を学校経営へ反映するとともに、地域住民を中心にボランティア支援や協力を要請するなど、地域学校協働活動に基づいた地域との連携・協働を図り、地域の中の学校づくりに努めます。

◆ 各種問題への対応体制の充実

問題行動やいじめ・不登校等に対応するために、学校、家庭、地域及び関係機関とのネットワークづくりに努め、子どもの心の問題に寄り添った対応に努めます。

② 思春期の保健対策

スマートフォン等の普及による多様な情報の氾濫に起因する弊害や薬物乱用、喫煙、飲酒による心身への影響等が非常に危惧されている状況にあります。また、交際相手からのデートDVも社会問題となっています。

本市では、これらの心身の健康を阻害する問題への対策として、子どもたちが正しい知識を持ち、適切な対応を取れるよう、発達に応じた保健教育の実施や普及活動に努めてきました。

今後も、これまでの取組を継続して実施します。

③ 家庭の教育力の向上

子育て支援法や始良市子育て基本条例においては、子育てについて、父母その他の保護者が第一義的責任を有すると定められており、子どもの健全な育成を図るために、家庭の教育力は必要不可欠なものです。

本市では、基本的な生活習慣や、親と子の関わり等に関する保護者を対象とした家庭教育学級等の学習機会の充実により、家庭の教育力の向上を図ってきました。

今後も、これまでの取組を継続して実施します。

(4) 子育てと社会参加の両立支援

① ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

女性の就業率が上昇傾向にある中、母親・父親問わず子育てに参加するとともに、社会全体で子育てを支える環境を整備することで、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現させる必要があります。

職場優先の意識を解消し、家族との時間を大切にできる職場環境づくりに取り組めます。

◆ ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進

様々な機会を活用して、仕事と生活の調和の重要性に関する市民の理解促進や、仕事と子育てを両立しやすい社会の実現に向けた社会的気運の醸成に努めます。

具体的には、インターネット等を活用した周知・広報によるワーク・ライフ・バランスの理念を踏まえた意識啓発を推進するとともに、父親の子育て参加を促すような講座の実施、職場や地域社会全体に対する男性の育児休業の取得に関する意識啓発等を推進します。

◆ 事業所の取組の促進

事業所へのワーク・ライフ・バランスに関する啓発を行うとともに、これらの取組に積極的に取り組む事業所のホームページへの掲載等、仕事と生活の調和を実現している事業所への社会的評価の促進に努めます。

② 保育サービスの充実

共働き世帯の増加とともに、通常保育に対するニーズは増加傾向にあります。

また、就労形態の多様化等に伴い、休日保育や延長保育、一時預かり、病児・病後児保育等へのニーズも増加しています。

今後は、本計画で定める量の見込みと確保方策に基づき、保育サービスの充実を図ります。

③ 放課後の居場所づくり

本市では、放課後や週末、長期休業中等に子どもたちが安全で安心して生活できる場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的に、放課後児童健全事業における放課後児童クラブを平成31年4月現在、22か所で開設しています。

すべての児童の安全・安心な放課後等の居場所を確保するため、国が定めた「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後の居場所づくりに努めます。

◆ 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

共働き世帯の増加等により、利用ニーズが増加傾向にあったこと等を踏まえ、平成31年4月に新たに2か所を開設しました。今後も、利用者のニーズや施設の状況を踏まえながら、整備の検討を行います。

		単位	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	1年生	人	315	322	296	303	286
	2年生	人	287	271	281	263	273
	3年生	人	187	218	209	221	209
	4年生	人	114	113	135	131	141
	5年生	人	58	61	62	74	74
	6年生	人	39	35	37	38	47
	合計	人	1,000	1,020	1,020	1,030	1,030
②目標整備量		人	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
		か所	22	22	22	22	22
③過不足 (②-①)		人	110	80	80	70	70

◆ 放課後子供教室の実施計画

放課後子供教室は、すべての児童を対象に、放課後等に地域住民の参画を得て、学習や体験、交流等の多様な活動を行うものですが、本市においては、現在実施していません。

今後、地域の実情等を考慮しながら実施の検討を行います。

◆ **一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の令和5年度に達成されるべき目標事業量**

放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施においては、一体的もしくは連携により実施することを望ましいとされていますが、本市においては、現時点において、放課後子供教室の具体的な実施計画がないことから、令和5年度に達成されるべき目標事業量は定めませんが、放課後子供教室を実施する場合には、可能な限り一体型として実施できるよう努めます。

◆ **放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策**

放課後子供教室を実施する場合には、地域の実情に基づいた多様なプログラムの提供を推進するとともに、児童の安全面に配慮した実施体制の構築を図ります。

◆ **小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策**

両事業の実施においては、児童の安全面等に考慮し、小学校内における実施が望ましいとされています。

今後、両事業を整備・実施を検討する場合には、余裕教室の把握やその活用について、学校等との協議を行います。

◆ **放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る福祉部局と教育部局の具体的な連携に関する方策**

両事業の実施においては、必要に応じて、協議の場を設けるなど、福祉部局と教育部局間の連携による実施を推進します。

◆ **特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策**

障がい・疾病・虐待等により、特別な配慮を必要とする児童が放課後を安心して過ごすことができるよう、特別な配慮を必要とする児童に対する受入体制の確保に努めます。

◆ **地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組**

本市においては、それぞれの放課後児童クラブにおいて、保護者のニーズや施設の実情等に応じた開所時間の設定を行っており、ニーズ調査においても、放課後児童クラブ利用者の約9割から「利用できる曜日や時間」について、「満足」もしくは「ほぼ満足」との回答を得ることができています。

今後も、各施設の状況等も踏まえ、必要に応じた開所時間の延長に努めます。

◆ 子どもの健全な育成を図る場としての放課後児童クラブの役割を更に向上させていくための方策

放課後児童クラブは、保護者が昼間家庭にいない小学校児童を放課後に「生活の場」を提供し、単に預かるという役割だけでなく、適切な「遊びの場」「学びの場」を提供することで、子どもたちの健全な育成を図るという役割を担っています。

放課後児童クラブ職員の研修参加の促進等による専門的な知識や技能を有する人材の確保等により、放課後児童クラブの質的向上に努めます。

◆ 各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

放課後児童クラブが子どもの健全な育成を図る場としての役割を果たすためには、各放課後児童クラブについて、利用者や地域住民の理解を得る必要があります。

利用者や地域住民に対する育成支援の内容を含む放課後児童クラブの周知・啓発に努めます。

④ 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

小学校就学前児童の保護者が、産前・産後休暇、育児休業明けに希望に応じて円滑に認定こども園、幼稚園、保育所等を利用することができるよう、産前・産後休暇、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行います。

また、出産後の保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育児休業満了時に認定こども園、幼稚園、保育所等の利用を希望する保護者については、育児休業満了時から円滑に利用できる環境の整備に努めます。

(5) 専門的な支援を必要とする子どもや家庭への支援

① 児童虐待対策の充実

児童虐待は、子どもの心身の成長や人格形成に大きく影響を与えるものであり、迅速かつ適切な対応が求められています。

本市では、養育支援を必要とする家庭を子ども相談支援センター（あいぴあ）等の関係機関を通じて早期に把握し、各種事業を活用して虐待を予防するとともに、虐待の早期発見・早期対応に努め、児童相談所の権限や専門性を必要とする場合には、速やかに児童相談所による支援を求めるなど、関係機関との連携強化に取り組んでいます。

今後も、これまでの取組を継続して実施し、児童虐待の防止や被害児童に対する支援の充実に努めます。

◆ 相談体制づくりや関係機関との連携強化

虐待の発生予防、早期発見、早期対応等が行えるよう、地域の関係機関との連携及び情報共有により、要保護児童に対する支援を行う要保護児童対策地域協議会の取組の強化に努めます。

具体的には、要保護児童対策地域協議会の効果的な運営や虐待相談に対する組織的な対応等の実現のため、専門性を有する職員の配置や講習会等への参加を通じた本市の体制強化を図ります。

また、一時保護等が必要と判断した場合における児童相談所への通知や適切な援助依頼等、県との連携強化を図ります。

◆ 発生予防、早期発見、早期対応

虐待の発生予防のため、乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業、相談・教室等の母子保健事業、関係機関との連携等を通じて、子どもがいる家庭の状況把握に努め、支援を必要とする場合には、相談や訪問事業等の適切な支援につなげます。

また、庁内の関係部局が緊密な連携を図るとともに、関係機関と市が速やかに情報共有を行うための連携体制の構築を図ります。

さらに、虐待の発生予防、早期発見等のため、児童委員やNPO、ボランティア等の民間団体等を積極的に活用します。

◆ 社会的養護施策との連携

子ども・子育て支援を推進するにあたって、子育て短期支援事業を実施する児童養護施設等との連携等、社会的養護の地域資源の活用に努めます。

また、里親の開拓や里親支援につながる広報・啓発等における県との連携により、地域の中で社会的養護が行えるような支援体制の整備に努めます。

② ひとり親家庭等の自立支援

ひとり親家庭、特に母子家庭においては、子育てと生計の担い手を一人で背負うことが多く、日常生活において様々な問題に直面しているとみられています。

本市においても、18歳未満の子どもがいる家庭の約1割がひとり親家庭です。

これまで、ひとり親家庭の自立した生活と子どもの健やかな成長を促進するため、児童扶養手当やひとり親家庭等医療費助成、母子家庭自立支援給付事業の経済的支援を継続的に行うとともに、就業が困難なひとり親家庭への支援や子育てサービスの情報提供、相談体制の充実を図ってきました。

今後も、これまでの取組を継続して実施し、ひとり親家庭等の総合的な自立支援を推進します。

③ 障がいのある子ども等を抱える家庭への支援

本市では、障害福祉施策の推進を図るための指針として、日常生活や社会生活で支援を必要とするすべての人を対象者とする「始良市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を策定し、障害福祉施策に関する基本的な考え方や方向性を示すとともに、障害福祉サービスの提供体制の確保やその他法律に基づく業務の円滑な実施について定めています。

今後も、上記の計画に基づき、居宅介護や障害児通所支援、短期入所等のサービスの充実、関係機関との連携による支援体制の充実を図ります。

また、発達障がいを含む障がい児の多様なニーズに対応するため、基幹相談支援センター（あいか）の充実・周知を図るとともに、様々なサービス等を組み合わせた総合的な生活支援のためのケアマネジメントの実施体制づくりに継続して取り組みます。

さらに、認定こども園・幼稚園・保育所等の教育・保育施設あるいは地域型保育事業における障害児保育事業の充実、放課後児童クラブ等における障がい児等の受入体制の構築について、関係機関と連携して推進します。

④ 不登校やひきこもりの子どもを抱える家庭への支援

不登校やひきこもり等の問題を抱える家庭に対して、関係機関と連携を図りながら継続的な訪問支援等を行うなど、多様な相談に対応したきめ細やかな支援に努めます。

(6) 安全・安心まちづくりの推進

① 子どもの安全の確保

子どもを交通事故から守るためには、地域と学校、警察等の関係機関・団体と連携し、交通事故の減少に向けた取組を推進していく必要があります。

本市では、交通安全に関する知識を深め、交通ルールを守る習慣を小さいときから身につけるため、幼児期の交通安全指導や交通安全教室等を行ってきました。

今後も、これまでの取組を継続して実施し、子どもたちに対する交通安全意識の醸成に努めます。

② 犯罪・事故の被害にあわないための環境の整備

子どもが被害者となる犯罪・事故が全国各地で発生しており、子育て中の保護者にとって、大きな不安のひとつとなっています。

本市では、登下校時における犯罪や事故からの被害から守るために、地域の防犯パトロール等により、犯罪・事故の発生しない環境づくりに取り組んでいます。

今後も、これまでの取組を継続して、犯罪・事故の発生予防に努めます。

③ 子育てを支援する生活環境の整備

生活環境の整備を検討する際には、安全性の確保やまちづくりの観点に立って、バリアフリー化を推進します。

また、子どもが社会性を培うための身近な遊び場である公園等の計画的な整備と適切な管理に努めます。

第3章 事業計画

第3章 事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、本計画において、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、区域ごとに今後5年間の需要量の予測を表す「量の見込み」と「量の見込み」に対する「確保方策」を定めることを求めています。

本市においては、①保護者や子どもが利用しやすい範囲であるか、②事業量を適切に見込み、確保できる単位であるかの視点により検討を行った結果に基づき、「市全域」を提供区域として設定します。なお、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、現状を踏まえ、小学校区を運用における基本単位として実施します。

2 教育・保育の提供体制の確保

「量の見込み」については、各サービス等の利用状況、今後の児童数予測、ニーズ調査により把握した保護者からのニーズ等を基に算出しました。

「確保方策」については、保護者からのニーズを踏まえるとともに、各サービス等を提供する事業所等の現状や今後の意向、始良市の状況等を踏まえ、設定しました。

◆ 分類及び認定区分

以下のとおり分類及び認定区分を定めます。

分類	認定区分	児童年齢
・ 1号認定 専業主婦（夫）家庭、就労短時間家庭	1号認定	3～5歳
・ 2号認定（教育希望） 共働きであるが、幼稚園の利用を希望している家庭	2号認定	3～5歳
・ 2号認定（保育希望） 共働き家庭		3～5歳
・ 3号認定 共働き家庭	3号認定	0～2歳

① 【3～5歳】1号認定及び2号認定（教育希望）

・量の見込みと確保方策

		単位	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	1号	人	600	600	600	600	598
	2号（教育希望）	人	441	426	426	421	429
	合計	人	1,041	1,026	1,026	1,021	1,027
②確保方策	特定教育・保育施設	人	769	769	769	769	769
	確認を受けない幼稚園	人	296	296	296	296	296
	特定教育・保育施設	人	1,065	1,065	1,065	1,065	1,065
③過不足（②－①）		人	24	39	39	44	38

・確保の考え方

現時点で提供体制が確保できていると考えられることから、今後も現行体制で対応します。

② 【3～5歳】2号認定（保育希望）

・量の見込みと確保方策

		単位	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	2号（保育希望）	人	1,184	1,144	1,142	1,129	1,144
②確保方策	特定教育・保育施設	人	969	1,000	1,000	1,000	1,000
	地域型保育事業	人	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設（地域枠）	人	16	16	16	16	16
	合計	人	985	1,016	1,016	1,016	1,016
③過不足（②－①）		人	▲199	▲128	▲126	▲113	▲128

・確保の考え方

確保方策が量の見込みを下回っていることから、定員の弾力化等により可能な限り対応するとともに、既存事業所における定員の拡大、新規保育所等の設置を促進するなど、提供体制の確保を図ります。

③ 【0歳】3号認定

・量の見込みと確保方策

		単位	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み		人	115	115	115	115	115
②確保方策	特定教育・保育施設	人	167	176	176	176	176
	地域型保育事業	人	17	35	35	35	35
	企業主導型保育施設 (地域枠)	人	24	26	26	26	26
	合計	人	208	237	237	237	237
③過不足(②-①)		人	93	122	122	122	122

・確保の考え方

現時点で提供体制が確保できていると考えられることから、今後も現行体制で対応します。

④ 【1～2歳】3号認定

・量の見込みと確保方策

		単位	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み		人	796	810	818	817	814
②確保方策	特定教育・保育施設	人	562	582	582	582	582
	地域型保育事業	人	36	75	75	75	75
	企業主導型保育施設 (地域枠)	人	36	40	40	40	40
	合計	人	634	697	697	697	697
③過不足(②-①)		人	▲162	▲113	▲121	▲120	▲117

・確保の考え方

確保方策が量の見込みを下回っていることから、定員の弾力化等により可能な限り対応するとともに、既存事業所における定員の拡大、新規保育所等の設置を促進するなど、提供体制の確保を図ります。

⑤ 保育利用率

本計画においては、3歳未満の児童数に占める保育の利用定員の割合である「保育利用率」について、年度ごとの目標値を設定することが求められています。

本市においては、確保方策として設定した数値等に基づき、以下のとおり設定します。

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
①推計児童数（3歳未満）	人	1,990	2,014	2,024	2,022	2,016
②確保方策（利用定員数）	人	842	934	934	934	934
③保育利用率目標値（②／①）	%	42.3	46.4	46.1	46.2	46.3

3 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保

教育・保育同様、各サービス等の利用状況、今後の児童数予測、ニーズ調査により把握した保護者からのニーズ等に基づき算出した、今後5年間の需要量の予測を表す「量の見込み」と、「量の見込み」に対する「確保方策」を以下のとおり定めます。

① 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子が相互の交流を行う場所を開設し、交流・育児相談や情報提供等を行う事業です。

・量の見込みと確保方策

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	人日	16,600	16,600	16,600	16,600	16,600
②確保方策	人日	16,600	16,600	16,600	16,600	16,600
	か所	6	6	6	6	6
③過不足（②－①）	人日	0	0	0	0	0

※人日：延べ利用日数

・確保の考え方

現時点で提供体制が確保できていると考えられることから、今後も現行体制で対応します。実施においては、少子化や就労形態の多様化に対応し、気軽に子育ての相談ができるような体制づくりや自主的な子育てサークルの育成と活動の支援のほか、幼児期における子どもの心身の健やかな発達を促進するため、関係機関との連携による親子のふれあいの場の創出に努めます。

② 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

・量の見込みと確保方策

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	人日	980	980	980	980	980
②確保方策	人日	980	980	980	980	980
	か所	1	1	1	1	1
③過不足（②－①）	人日	0	0	0	0	0

※人日：延べ利用日数

・確保の考え方

現時点で提供体制が確保できていると考えられることから、今後も現行体制で対応します。実施においては、事業の広報・周知を図るとともに、相互援助活動が安全にスムーズに行えるよう、入会時の指導や確認の徹底、提供会員の確保やレベルアップのための研修の充実等を図ります。

③ 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所やその他の場所で一時的に預かる事業です。幼稚園型は幼稚園の在園児を対象としています。

・量の見込みと確保方策（幼稚園型）

		単位	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	1号	人日	500	500	500	500	500
	2号（教育希望）	人日	17,000	16,900	16,800	16,700	17,000
	合計	人日	17,500	17,400	17,300	17,200	17,500
②確保方策	一時預かり事業 （幼稚園型）	人日	17,500	17,400	17,300	17,200	17,500
		か所	8	8	8	8	8
③過不足（②－①）		人日	0	0	0	0	0

※人日：延べ利用日数

・量の見込みと確保方策（幼稚園型以外）

		単位	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み		人日	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
②確保方策		人日	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
		か所	9	9	9	9	9
③過不足（②－①）		人日	0	0	0	0	0

※人日：延べ利用日数

・確保の考え方

利用者のニーズや施設の状況に応じて、量の確保を行うとともに、預かり時間中の安全・安心の確保のための人員の確保や設備等の充実を図ります。

④ 延長保育事業（時間外保育）

保育時間の延長に対する需要に対応するために、11時間の保育所開所時間を超えて保育を行う事業です。

・量の見込みと確保方策

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	人	800	800	800	800	800
②確保方策	人	800	800	800	800	800
	か所	21	21	21	21	21
③過不足（②－①）	人	0	0	0	0	0

・確保の考え方

現時点で提供体制が確保できていると考えられますが、保護者の就業形態の多様化等に伴い、ニーズが増加することも考えられることから、利用者のニーズや施設の状況に応じて、量の確保を行うとともに、更なる時間延長の可能性、設備等整備や人材の確保等についての課題整理を通して、課題解決に向けた具体的な取組について事業者等との調整を図ります。

⑤ 病児・病後児保育事業

発熱等の急な病気等で、集団保育が困難な児童を一時的に施設において保育を行う事業です。

・量の見込みと確保方策

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	人日	550	550	550	550	550
②確保方策	人日	750	750	750	750	750
	か所	1	1	1	1	1
③過不足（②－①）	人日	200	200	200	200	200

※人日：延べ利用日数

・確保の考え方

現時点で提供体制が確保できていると考えられますが、事業の認知度の低さ等が懸念されるため、更なる事業の周知を図ります。

⑥ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に保護を受けることができない小学校児童に対して、放課後に生活の場、適切な遊びの場を提供する事業です。

・量の見込みと確保方策

		単位	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	1年生	人	315	322	296	303	286
	2年生	人	287	271	281	263	273
	3年生	人	187	218	209	221	209
	4年生	人	114	113	135	131	141
	5年生	人	58	61	62	74	74
	6年生	人	39	35	37	38	47
	合計	人	1,000	1,020	1,020	1,030	1,030
②確保方策		人	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
		か所	22	22	22	22	22
③過不足（②－①）		人	110	80	80	70	70

・確保の考え方

共働き世帯の増加等により、利用ニーズが増加傾向にあったこと等を踏まえ、平成31年4月に新たに2か所を開設しました。今後も、利用者のニーズや施設の状況に応じて、量の確保を行い、放課後児童の安全を確保しながら、遊びを通しての自主性、社会性及び創造性の向上、体力の増進を図り、放課後や週末等における子どもの安全かつ安心な居場所づくりを推進します。また、特別な支援を要する子どもたちの受け皿づくりのための環境づくりのほか、専門的な知識や技能を有する人材の確保や余裕教室等の活用等も検討します。

⑦ 妊婦健康診査

妊娠中の健康管理を行うとともに、異常を早期に発見し、早期に治療につなげることを目的に行う事業です。

本市では、健康診査を医療機関に委託し、母子健康手帳交付時に1人の妊婦につき14回分の受診票を発行しています。

・量の見込みと確保方策

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	人回	9,002	9,030	8,974	8,960	8,946
②確保方策	人回	9,002	9,030	8,974	8,960	8,946
③過不足(②-①)	人回	0	0	0	0	0

※人回：延べ利用回数

・確保の考え方

妊婦が安心して出産を迎えるための重要な事業であることから、定期的な受診を勧奨しながら継続して実施します。

⑧ 乳児家庭全戸訪問事業

母子保健推進員等が、生後4か月未満の乳児がいる家庭を全戸訪問し、アンケートにより乳児とその保護者の状況について確認し、その結果を行政につなぐとともに、健康や育児、母子交流の場等に関する情報提供を保護者へ行う事業です。

本市では、生後2～3か月の乳児がいる家庭を全戸訪問するとともに、独自事業として、生後9～10か月時における再訪問を実施しています。

・量の見込みと確保方策

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	人	616	616	616	616	616
②確保方策	人	616	616	616	616	616
③過不足(②-①)	人	0	0	0	0	0

・確保の考え方

乳児を持つ家庭にとって大きな支えとなり得る事業であることから、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握に継続的に取り組みます。

④ 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

養育支援訪問事業は、産後うつ等による育児不安や健康についての相談を受けて、特に支援が必要な保護者に対し、助産師等が家庭を訪問し、相談内容に応じた支援を行う事業です。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は、要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、要保護児童及びその保護者に関する情報交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援内容に関する協議を行う要保護児童対策地域協議会の機能強化を図る事業です。

・量の見込みと確保方策（養育支援訪問事業）

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	件	51	51	51	51	51
②確保方策	件	51	51	51	51	51
③過不足（②－①）	件	0	0	0	0	0

・確保の考え方

養育支援訪問事業については、保護者の育児不安の解消のための支援に継続的に取り組みます。子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業については、要保護児童対策地域協議会の機能強化について、本事業としてではない形で取り組みます。

⑩ 子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要となった場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業であり、短期入所生活援助（ショートステイ）事業と夜間養護等（トワイライトステイ）事業に分類されます。

本市では、短期入所生活援助（ショートステイ）事業のみ実施しています。

・量の見込みと確保方策

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	人日	10	10	10	10	10
②確保方策	人日	10	10	10	10	10
	か所	3	3	3	3	3
③過不足（②－①）	人日	0	0	0	0	0

※人日：延べ利用日数

・確保の考え方

短期入所生活援助（ショートステイ）事業については、現時点で提供体制が確保できていると考えられることから、今後も現行体制で対応します。夜間養護等（トワイライトステイ）事業については、保護者からのニーズ等を踏まえ、必要に応じて実施を検討します。

⑪ 利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について、情報集約と提供を行うとともに、子どもや保護者から施設・事業等の利用に当たっての相談に応じ、必要な情報提供・助言を行い、関係機関との連絡調整等を行う事業です。利用者支援と地域連携をともに実施する「基本型」、主に利用者支援を実施する「特定型」、保健師等の専門職がすべての妊産婦等を対象に利用者支援と地域連携をともに実施する「母子保健型」に分類されます。

本市では、「母子保健型」を1か所設置する一方、「基本型」及び「特定型」は設置していませんが、子育てコンシェルジュの配置等による利用者支援を実施しています。

・量の見込みと確保方策（基本型・特定型）

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	か所	0	0	0	0	0
②確保方策	か所	0	0	0	0	0
③過不足（②－①）	か所	0	0	0	0	0

・量の見込みと確保方策（母子保健型）

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	か所	1	1	1	1	1
②確保方策	か所	1	1	1	1	1
③過不足（②－①）	か所	0	0	0	0	0

・確保の考え方

現行の提供体制において、利用者支援及び地域連携を推進します。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者が各施設事業者に支払う食事の提供や日用品・文房具等の購入に要する費用等の実費徴収に係る費用について、保護者の世帯所得の状況等に基づき、助成を行う事業です。

本市では、令和元年度から副食費の助成を実施しています。

・確保の考え方

副食費の助成については、継続して実施するとともに、日用品・文房具等の購入費等に関する助成についても、国や県、周辺自治体の動向等を踏まえ、必要に応じて実施を検討します。

⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

新規参入事業者に対する巡回支援や、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定子ども園に対して職員の加配に必要な費用の補助を行う事業です。

本市では、現在実施していません。

・確保の考え方

現時点では実施を予定していませんが、待機児童の解消に向け、新規事業所の参入等が行われる場合には、必要に応じた実施を検討します。

第4章 計画の推進体制

第4章 計画の推進体制

1 関係機関等との連携

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、円滑な事務の実施を含め市内関係部局間の密接な連携を図るとともに、県と、幼稚園の運営の状況等の必要な情報を共有し、連携して指導・監督を行うなど、相互に密接な連携を図ります。

また、市民が希望する教育・保育事業を円滑に利用できるよう、市町域を超えた利用を想定し、近接する市町と連携を図り、迅速に調整等が行われるように努めます。

さらに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、地域の実情に応じて計画的な基盤整備を行うため、教育・保育施設等の関係機関等と相互に連携し、協働しながら事業を推進するとともに、関係機関同士の密接な連携も必要と考えられることから、関係機関同士の連携のための支援を行います。

2 計画の達成状況の点検・評価

「始良市子ども・子育て会議」において、各年度における「子ども・子育て支援事業計画」に基づく施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む）等について点検、評価し、協議内容に基づいた事業計画の見直しや取組内容の改善等を図ります。

資料編

Ⅰ 始良市子ども・子育て会議

(1) 始良市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、始良市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事している者
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱日から当該委嘱日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、任期中委員がその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めその説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、児童福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、会長が定められていない場合は、市長が会議を招集する。

(2) 始良市子ども・子育て会議委員名簿

	選出区分	所属団体等の名称及び役職	氏名	備考
1	子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者	学識経験を有する者	佐藤直明	会長
2		始良地区医師会代表	山野ちなみ	
3		民生委員・児童委員代表	富重律子	
4		市教育委員会委員代表	藤谷和泉	
5		市学校長会代表	山崎省一	
6		市母子保健推進員代表	杉尾育代	
7	子ども・子育て支援に関する事業に従事している者	社会福祉協議会代表	羽島まり子	
8		市内幼稚園代表	矢野芳秀	
9		市内保育園代表	長井洋	
10		市児童クラブ連絡協議会代表	駒倉國治	
11	その他市長が必要と認める者	市児童クラブ指導員代表	濱田雅子	
12		市議会の議員代表	堀廣子	
13		小学校PTA代表	上野綾希子	
14		幼稚園の保護者代表	石原かすみ	
15		保育所の保護者代表	西中美代子	

※敬称略。令和2年3月現在

第2期始良市子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度

令和2年3月

発行 始良市 保健福祉部 子育て支援課
〒899-5492
鹿児島県始良市宮島町25番地
電話 0995-66-3111 (代表)